

# 一般廃棄物処理基本計画

2017(平成29)年度～2025(令和7)年度

令和6年3月(一部改正)

那 須 町

# 目 次

## 第1章 基本的事項

1-1	計画策定の趣旨	1
1-2	計画の位置付け	2
1-3	計画目標年次	4
1-4	計画の点検、見直し、評価	5

## 第2章 地域の概要

2-1	地域の概要	6
-----	-------	---

## 第3章 ごみ処理基本計画

3-1	ごみ処理の現状	10
3-2	ごみ排出量等の実績	24
3-3	ごみ処理の課題と対策	28
3-4	ごみ処理の基本方針と目標	30
3-5	ごみ処理基本計画	40

## 第4章 生活排水処理基本計画

4-1	生活排水処理の状況	48
4-2	生活排水処理の現状	50
4-3	生活排水処理の課題と対策	55
4-4	生活排水処理基本計画	56

# 第1章 基本的事項

## 1 - 1

### 計画策定の趣旨

那須町の豊かな環境を次の世代に引き継いでいくためには、これまでの「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の社会経済活動やライフスタイルの見直しを図り、廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物も可能な限りリサイクルするなど、「循環型社会」の形成を目指す必要があります。

栃木県では、平成 23 年 3 月に栃木県廃棄物処理計画を策定しましたが、東日本大震災をはじめとする非常災害の発生、近年における廃棄物・リサイクル産業の成長等を踏まえ、平成 28 年度を初年度とする新たな栃木県廃棄物処理計画を策定しました。

また、本町においても「循環型社会の形成」及び「環境に安全なごみ処理」を実現するため、平成 23 年度から令和 2 年度を計画の期間とする「那須町一般廃棄物処理基本計画」を策定し、指定ごみ袋制度の導入や容器包装プラスチック（廃プラ）の回収及び使用済み小型家電の拠点回収など一般廃棄物の減量化や適正処理を推進してきました。

この結果、本町の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は、全国平均を下回っているものの、事業系ごみを含めた 1 人 1 日当たりの排出量では、全国平均を上回っており、再生利用率も未だ低い状況にあります。

このようなことから、平成 29 年 3 月、あらためて課題を整理し、課題解決のための施策や目標を設定し、その実現のために「那須町一般廃棄物処理基本計画」の一部を見直したところです。

今回、今後のごみ収集車両や施設更新、広域クリーンセンター大田原の運転終了目標年次を見据え、現在の収集運搬体制を中継施設（クリーンステーション那須）を経由する方式から委託業者の車両において回収し、直接広域クリーンセンター大田原へ搬入する方式に変更するため、令和 6 年 3 月、「那須町一般廃棄物処理基本計画」の一部を見直すものです。

# 計画の位置付け

本計画の位置付けと他の法令・計画等の関係を次に示します。

また、本計画に関する法令の概要については表 1-2-1 に示すとおりです。

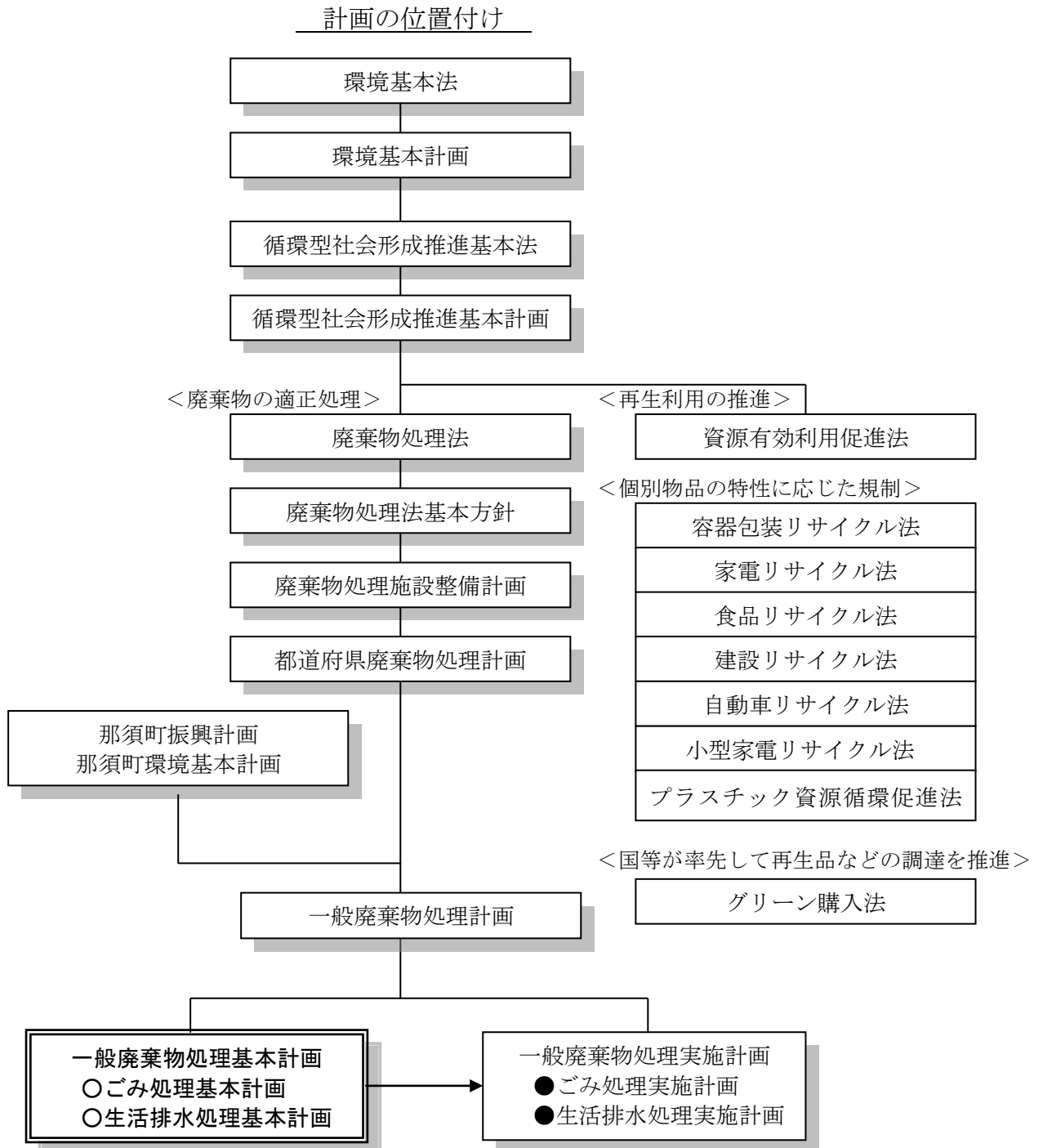


表1-2-1 本計画に係る法令の概要

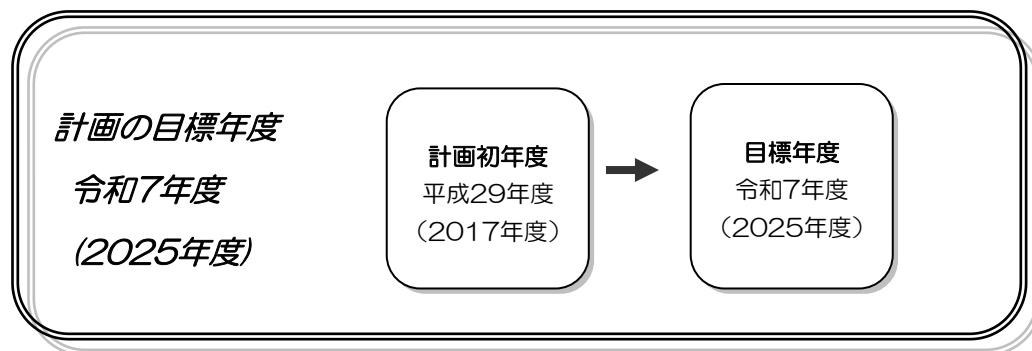
法令名称	概要
環境基本法	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保する。
循環型社会形成推進基本法	循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。
廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	廃棄物の排出抑制や適正な処理（分別、保管、収集、運搬、処分、再生等）を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源有効利用促進法 (資源の有効な利用の促進に関する法律)	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取り組みを中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としている。
容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)	家庭等から排出されるごみの大半（容積比約60%）を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。
家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)	家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図る。対象となる家電製品はブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンとなっていたが、平成21年4月1日より液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機が追加された。
食品リサイクル法 (食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)	売れ残りや食べ残し又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化等により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。
建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。
自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源化等に関する法律)	自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車の適正な処理とリサイクル等を図る。
小型家電リサイクル法 (使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)	デジタルカメラやゲーム機等の使用済み小型電子機器等の再資源化を促進する。
プラスチック資源循環促進法 (プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律)	身の回りにある様々なモノに使用されているプラスチックに関して、包括的な資源循環体制の強化を促進する。
グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)	国等が率先して、再生品などの環境物品等の調達を推進し、情報提供その他の環境物品等への需要の転換の促進を図る。

## 計画目標年次

本計画は、平成 29 年度（2017 年度）を初年度とし、第 7 次那須町振興計画及び那須町生活排水処理構想と整合を図るため、令和 7 年度（2025 年度）を目標年次とします。

なお、本計画は、概ね 5 年ごとに見直しを行うほか、数値目標や重点施策などについての達成度や計画の進捗状況を踏まえ、見直しを行うものとします。

また、計画を推進していくため、様々な取り組みについての状況を把握するとともに、その効果などについても定期的に検討し、必要に応じて新たな対応を講じます。



## 計画の点検、見直し、評価

本計画は、資源循環型社会を形成するための基礎となる計画です。

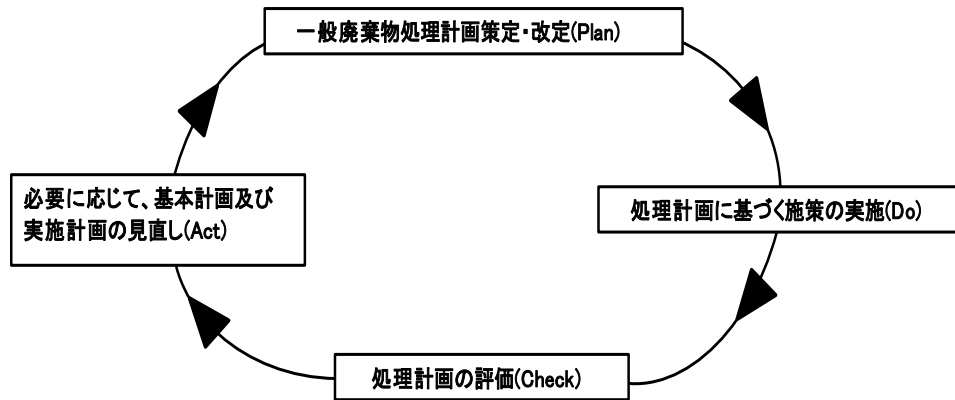
これらの目標を達成するため、計画の各段階における状況を点検・評価し、次の施策に展開していく必要があります。また、環境を取りまく社会情勢が日々変化していることから、新たな知見を随時取り入れていくことも重要です。

そのため、計画の推進状況を施策ごとに毎年点検する必要があります。

点検は、目標達成に向けた取り組み状況や目標の達成度について評価し、問題点について整理します。これにより、次年度に向けた事業の課題を明確に把握し、必要に応じて基本計画及び実施計画の見直しを行います。

また、町民並びに事業者の取り組みや活動を把握するとともに、寄せられた情報や意見についても検討します。

図 1-4-1 一般廃棄物処理基本計画における PDCA サイクル (イメージ図)



年度ごとの点検内容	
個別施策	計画全体
<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な取り組み (町民・事業者・町)</li> <li>推進状況の把握</li> <li>推進状況の評価</li> <li>次年度の目標と課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点施策等の検討</li> <li>関連事業、計画との連携</li> <li>国、県との連携</li> </ul>

## 第2章 地域の概要

### 2 - 1

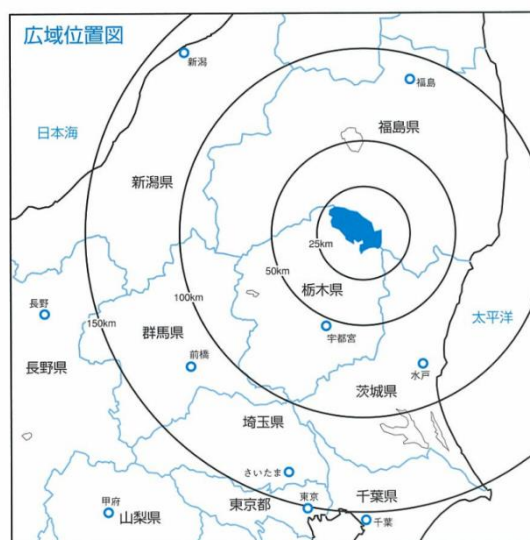
## 地域の概要

### 1 位置と地勢

本町は、栃木県の北部に位置し、東京都まで約 170km、宇都宮市まで約 60km の距離にあります。東は八溝山を境に福島県棚倉町及び白河市に、西は那珂川をはさんで那須塩原市に、南は那須塩原市及び大田原市に、北は福島県白河市及び西郷村に接しています。

那須連山と八溝山地に至る広大な町域の那須町は、総面積 372.34km<sup>2</sup> を有し、栃木県の総面積の約 6%にあたります。

日光国立公園区域となる北西部には、今なお噴煙をはき続ける那須連山の主峰、標高 1,915m の茶臼岳がそびえています。その南斜面は那須温泉郷やレジャー施設、別荘が点在する高原地域、町の中央部は農業地域となっています。また、東部の八溝山系一帯は、良質な八溝材の生産地域で、県立自然公園区域に指定されています。



### 2 気候

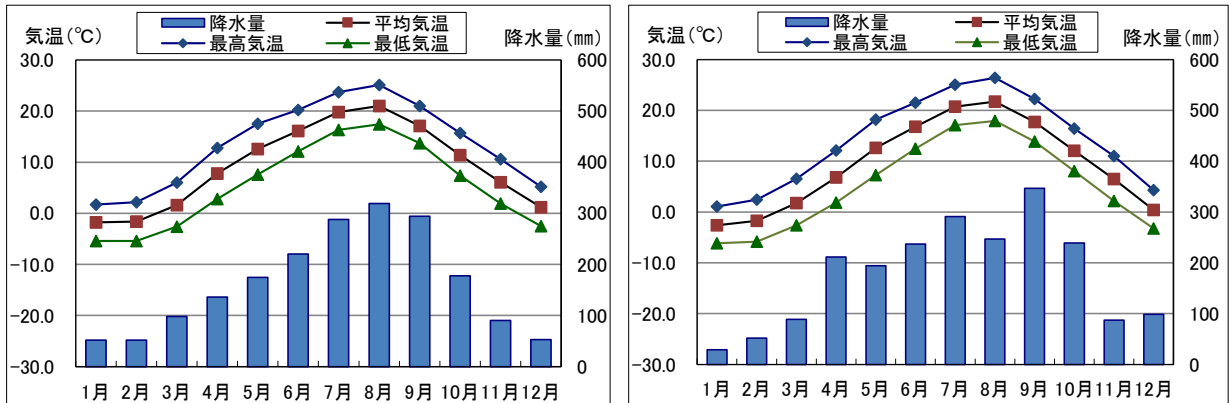
本町の気候は、概ね冷涼で湿気の少ない高原型の気候となっています。内陸部のため気温の年較差、日較差が大きく、高原部と平地部の標高差による気温の較差も見られます。降水量は、7月から9月にかけて多くなり、年間の降水量は約 2,000mm となっています。冬季は山間部を中心に積雪があり、平地部では乾燥した冬晴れの日が多くなります。また、夏季は雷の発生が多く、冬季は那須おろしと呼ばれる北西からの季節風が吹く特色があります。



## [那須町の月別平均気温と降水量]

過去 30 年間の観測値（昭和 56 年～平成 22 年）

最近 5 年間の観測値（平成 23～27 年）

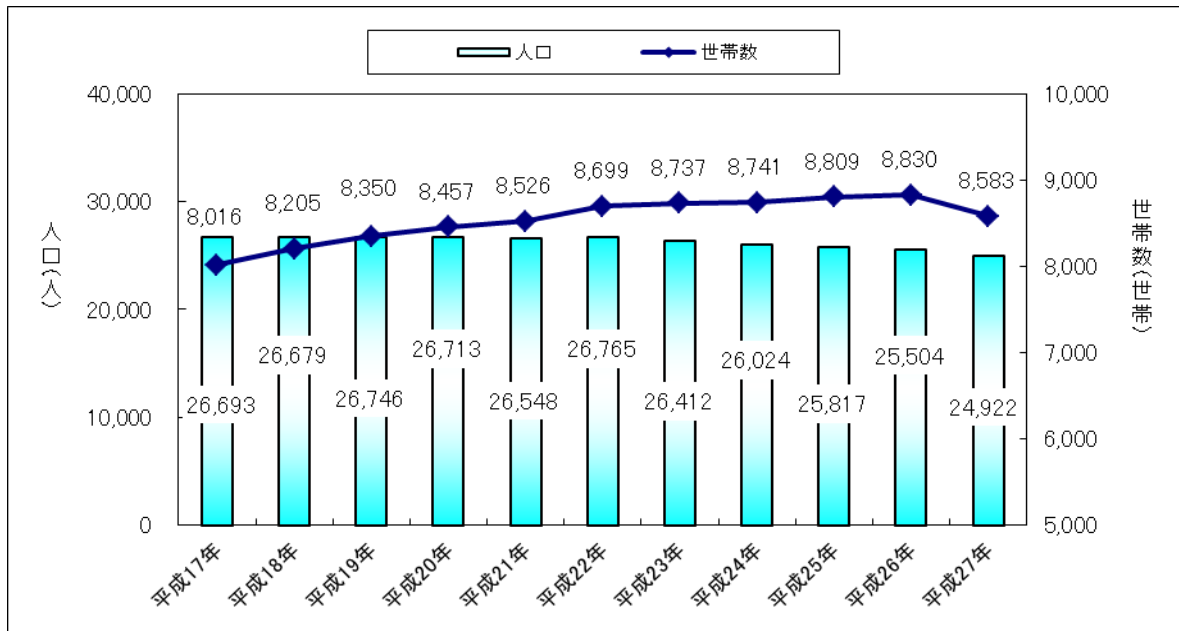


資料：気象庁気象観測データ（那須高原気象観測所の観測値）

### 3 人 口

本町の人口は、減少傾向にあり、世帯数は増加傾向を示しています。人口は、平成 17 年からの 10 年間で 1,771 人減少し、一世帯当たりの人員も平成 17 年の 3.3 人から平成 27 年では 2.9 人に減っており、核家族化が進んでいる傾向が見られます。

### 【 人口及び世帯数の推移 】

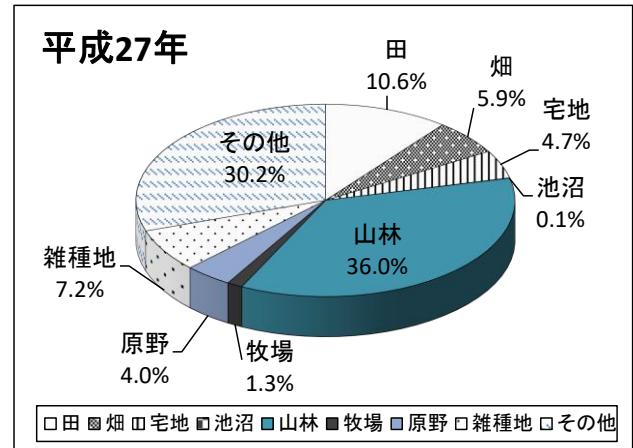
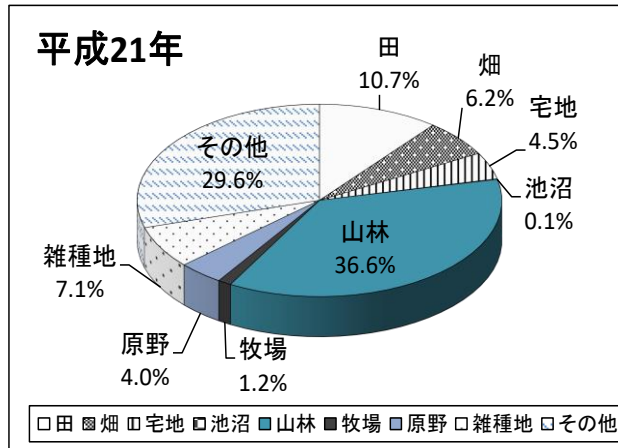


資料：那須町統計書 各年 10 月 1 日

#### 4 土地の利用状況

本町の地目別面積は、「山林」の割合が最も高く、次いで「田」、「雑種地」「畑」と続いています。近年、「宅地」がわずかに増加傾向にあり、「山林」、「田」、「畑」の減少傾向が見られます。

【 地目別面積の推移 】



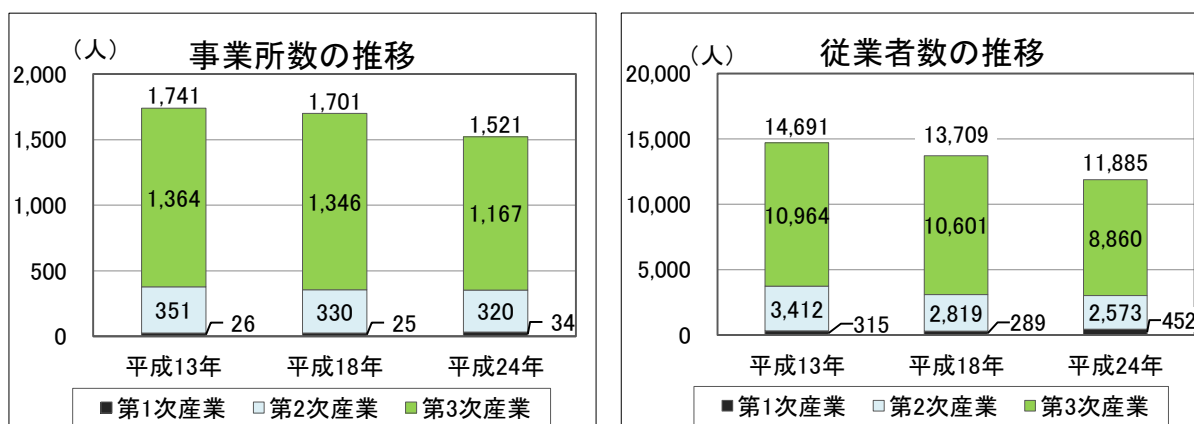
資料：那須町統計書（税務課課税資料）

## 5 産 業

本町の産業分類別事業所数を見ると、平成 24 年には第 3 次産業が 1,167 事業所と最も多く、全体の 76.7%を占めており、第 1 次産業は 34 事業所 (2.2%)、第 2 次産業は 320 事業所 (21.0%) となっています。

本町は、年間に約 470 万人の観光客が訪れる県内有数の観光地で、観光産業は本町の基幹産業となっています。平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響で、本町への観光客入込者数は一時大きく減少しましたが、その後、回復傾向にあります。

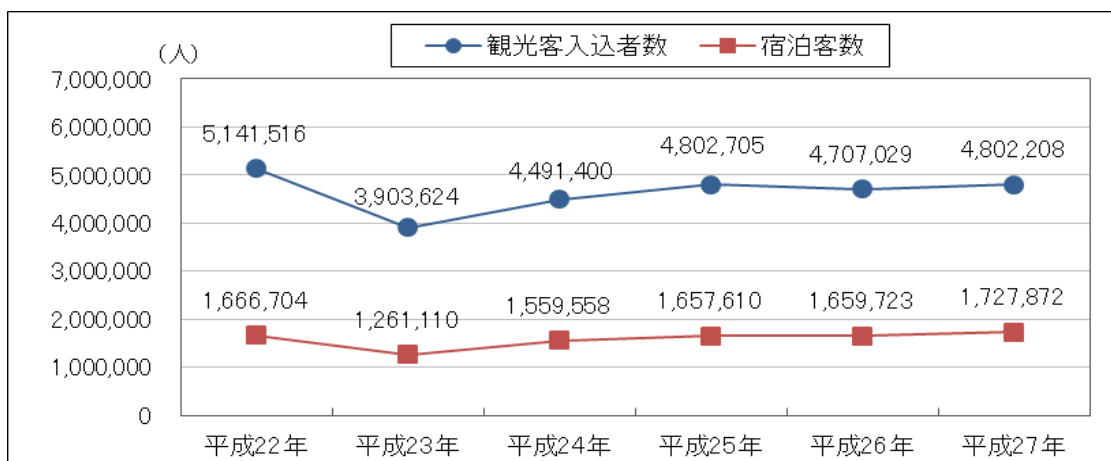
### 【 産業分類別事業所数及び従業者数の推移 】



資料：那須町統計書（各年 10 月 1 日現在）

- 第 1 次産業 農業、林業、漁業
- 第 2 次産業 鉱業、建設業、製造業
- 第 3 次産業 電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、学術研究、専門・技術サービス業、飲食店、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、国、地方公共団体等

### 【 観光客入込者数・宿泊客数の推移 】



資料：那須町統計書

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 3 - 1

## ごみ処理の現状

本町では、中間処理以降の処理を那須地区広域行政事務組合（以下「組合」という。）に委託しており、組合では2つの市町（大田原市、那須町）による広域処理を実施しています。

収集方法は、町が定めた収集計画に従って一般家庭から排出される家庭系ごみを収集しています。

### 1 ごみ処理の経緯

本町では、昭和56年11月から清掃センター（80t：40t/16h×2炉）においてごみを焼却処理していましたが、平成9年1月に公表された「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に基づき、栃木県においてもダイオキシン類の排出削減等に対応するため、平成11年3月に「栃木県ごみ処理広域化計画」が策定されました。

これを受け、平成12年3月に本町を含む2市4町1村（那須町、大田原市、黒磯市、湯津上村、黒羽町、西那須野町、塩原町）で構成する組合において、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）を策定し、組合の第1期事業参加市町村（那須町、大田原市、湯津上村、黒羽町）による、ごみ焼却施設建設（120t：60t/24h×2炉）に向けた事業を着手し、平成15年4月から稼働した広域クリーンセンター大田原へのごみの搬入を開始しました。

この間、本町では、平成9年10月にごみの減量化を図るため、資源物の分別収集・可燃ごみの全町収集を開始するとともに、広域処理への対応のため、平成14年11月にごみ処理中継施設「クリーンステーション那須」が竣工しました。

また、平成19年度から、事業系ごみの許可業者収集運搬、さらに可燃ごみの全町週2回収集を開始し、平成20年11月からは3Rを推進していくため、植物性廃油をリサイクルしたバイオディーゼル燃料の製造を開始しています。

平成21年度には、家庭系ごみの収集運搬を民間委託とし、平成25年度にはごみの減量化を目的とし、指定ごみ袋制度を導入しました。また、同時に容器包装

プラスチック（廃プラ）の全町月2回の収集を開始しました。平成27年度からは、小型家電の拠点回収を開始し、令和6年4月からは、クリーンステーション那須において使用済プラスチック使用製品の回収を実施します。

表 3-1-1 那須町におけるごみ処理の経緯

平成13年 3月	那須町一般廃棄物処理基本計画の策定
平成14年11月	ごみ処理中継施設クリーンステーション那須竣工
平成14年12月	広域クリーンセンター大田原へごみの搬入開始
平成15年 4月	広域クリーンセンター大田原の稼動開始
平成17年 8月	組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定
平成18年 3月	那須町一般廃棄物処理基本計画の策定
平成19年 4月	許可業者による事業系ごみの収集運搬を開始
平成20年11月	廃食用油をリサイクルしたバイオディーゼル燃料製造開始
平成21年 4月	家庭系ごみの収集運搬を民間委託
平成23年 4月	那須町一般廃棄物処理基本計画策定
平成25年 4月	指定ごみ袋制度の導入
平成25年 4月	容器包装プラスチック（廃プラ）の収集を開始
平成27年 4月	使用済小型家電の拠点回収を開始（町内7ヶ所）
平成31年 4月	ごみ処理手数料を10kgあたり50円から150円に改定
令和 2年 7月	クリーンステーション那須旧焼却場施設解体
令和 3年 1月	クリーンステーション那須ストックヤード新築
令和 5年 3月	那須町災害廃棄物処理計画策定
令和 5年 7月	那須町一般廃棄物処理協同組合との災害時協定の締結
令和 6年 3月	一般廃棄物処理基本計画の一部見直し（ごみ等収集・運搬）
令和 6年 4月	使用済プラスチック使用製品の分別回収開始（予定）
令和 7年 4月	ごみ等収集運搬業務委託（広域クリーンセンター大田原へ直接搬入予定）

## 2 処理対象ごみ

### (1) ごみの種類による区分

ごみの区分については、大きく分けて「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大

ごみ」「容器包装プラスチック」「資源物」及び「小型家電」に分けられています。このうち、「資源物」は「空き缶」「空きビン」「ペットボトル」「新聞紙・折込チラシ」「ダンボール」「雑誌・その他の紙」「紙パック」及び「白色トレイ」に区分しています。

本町におけるごみの分別品目及び収集回数を次に示します。

表 3-1-2 ごみの分別区分及び収集頻度等(平成 27 年 4 月現在)

区分・品目		代表的なごみ	収集回数	排出方法
燃えるごみ		生ごみ、衣類など	週 2 回	生ごみは水分をよく切ってから指定ごみ袋に入れ排出する。
燃えないごみ		ガラス類、陶磁器類、アルミ箔、スプレー缶・卓上用ガスボンベ・ライターなど	月 1 回	指定ごみ袋で排出する。スプレー缶・卓上用ガスボンベは使い切った穴を開ける。有害ごみの乾電池、体温計はそれぞれ別の透明袋に入れる。
		有害ごみ 蛍光灯・水銀灯、乾電池、水銀式体温計など		
粗大ごみ		一辺又は直径が 50cm 以上のもので、45ℓのごみ袋に入れて、袋の口が縛れないもの、家電製品、家具類・寝具類、その他	持ち込み及び予約による戸別収集	戸別収集はクリーンステーション那須に電話で予約する。
容器包装プラスチック(廃プラ)		菓子などの外装袋、弁当・惣菜の容器、ペットボトルのキャップ及びラベルなどプラマークがついているもの	月 2 回	45ℓ以下の透明袋に入れて排出する。
資 源 物	空き缶	飲料用及び食料用の缶	月 2 回	水洗いし、45ℓ以下の透明袋で排出する。
	空きビン	飲料用及び食料用のビン		水洗いし、45ℓ以下の透明袋で排出する。
	ペットボトル	PET マークのある飲料用のペットボトル		ラベルとキャップを取り除き、水洗いして 45リットル以下の透明袋で排出する。
	新聞紙 折込チラシ	新聞紙及び折り込みチラシ		新聞紙とチラシは一緒にし、ヒモで十字にしぼる。
	ダンボール	切り口が波状のダンボール		ヒモで十字にしぼる。
	雑誌・ その他の紙	雑誌、はがき・紙封筒類、コピー用紙、紙袋類、紙箱類		ヒモで十字にしぼる。
	紙パック	内側が白い紙パック		ヒモで十字にしぼる。
	白色トレイ	食品用の発泡スチロールトレイ		よく洗い、乾かして 45ℓ以下の透明袋で排出する。
小型家電		携帯電話、デジタルカメラ、ラジオ、パソコンなど家庭で使用済みとなった小型家電で回収ボックスに入る大きさのもの	拠点回収	回収ボックスに投入する。

## (2) 収集・処理できないごみ

本町では「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象品目（ブラウン管・液晶・プラズマ方式等のテレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」の対象品目、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に係る法律（小型家電リサイクル法）」の対象品目及び特別管理一般廃棄物は収集対象外ごみとしています。ごみステーション排出による収集を行わないため、適正な排出方法の周知・啓発を行います。

表 3-1-3 ごみステーションに排出できないごみの種類

ごみ種	収集対象外のごみ	排出方法
適正処理困難物	タイヤ、バッテリー、自動車、自動車部品、バイク、ガスボンベ、廃油、塗料、ドラム缶、農機具類、農業用資材、コンクリート、ブロック片、建築廃材、切り株、大型湯沸器、スプリングマットレスなど	購入先または専門業者に処理を依頼する。
特殊耐圧容器	消火器	消火器リサイクル推進センターに問い合わせる。
事業系ごみ	事業者が排出するごみ	那須町一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。
医療廃棄物	病院等から排出される血液等の付着した注射針や包帯、ガーゼ、脱脂綿など	事業主の責任で適正に処理する。
家電リサイクル法の対象品目	テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	買い換え時に販売店に引き取りを依頼する。 郵便局でリサイクル券を購入し、指定引取所またはクリーンステーション那須に直接搬入する。
資源有効利用促進法の対象品目	※ <u>パソコン</u> 、小型二次電池（充電式電池）	製造メーカーに引き取ってもらう。
小型家電リサイクル法の対象品目	電話機、携帯電話、デジタルカメラ、※ <u>パソコン</u> 、ジャー炊飯器、電子レンジ、扇風機など	町内に設置してある回収ボックスに投入する。 または、クリーンステーション那須へ直接搬入する。

※パソコンについては、これまで「資源有効利用促進法」により製造メーカーが回収することになっていましたが、「小型家電リサイクル法」の施行により、家電量販店（一部）のほか、町でも回収可能となっています。

### 3 収集・運搬の現況

#### (1) 収集対象区域

本町全域が収集対象区域となります。

#### (2) 収集対象ごみ

収集対象ごみは家庭系ごみです。

#### (3) ごみの収集方法

原則的にステーション（ごみ集積所）収集方式です。本町内において、ごみステーションは約 700 ヶ所に設置されています。

#### (4) 収集・運搬

収集・運搬については、一部の許可業者が広域クリーンセンター大田原へ直接搬入していますが、ほとんどがクリーンステーション那須に搬入されています。

クリーンステーション那須に搬入され、分別・集積されたごみのうち、可燃ごみは中継施設で大型車に積み替えられ広域クリーンセンター大田原のごみ焼却施設へ搬出し、不燃ごみ・粗大ごみはコンテナで、ペットボトルは専用パッカー車で、缶類及び白色トレイはストックヤードに集積した後、広域クリーンセンター大田原へ運搬しています。

廃プラスチック、小型家電、紙類、ビン類はリサイクル業者へ引き渡しています。

令和 7 年 4 月からは、各地区のごみ集積所で回収したごみ等は、一部の資源物（廃プラスチック・紙類・ビン類）を除き広域クリーンセンター大田原へ直接搬入する方式に変更を予定しています。

また、クリーンステーション那須に直接搬入された家庭系のごみ等は、可燃ごみはパッカー車へ、不燃ごみ・粗大ごみ・缶類はコンテナへ、ペットボトル・白色トレイはストックヤードへそれぞれ分別・一時集積した後、広域クリーンセンター大田原へ運搬します。

広域クリーンセンター大田原に搬入しない資源物（廃プラスチック・小型家電・紙類・ビン類）は、従前どおりリサイクル業者へ引き渡します。

令和 6 年 4 月からは、使用済プラスチック使用製品についても、クリーンステーション那須のストックヤードに一時集積した後、リサイクル業者へ引き渡します。



表 3-1-4 収集・運搬の状況（平成 29 年 4 月～令和 7 年 3 月）

区分	業者等	備 考
収集	町委託業者	町内約700箇所のごみステーションから可燃・不燃ごみ、資源ごみ、廃プラの収集を民間に委託
搬入	一般廃棄物収集運搬許可業者	大部分がクリーンステーション那須に搬入 （一部はクリーンセンター大田原に直接搬入）
	自己搬入	粗大ごみ等を直接搬入
運搬	町委託業者及び町（クリーンステーション那須直接搬入分）	可燃・不燃ごみ、粗大ごみ、缶類、ペットボトル、白色トレイ、電池、蛍光灯を広域クリーンセンター大田原に運搬
引き渡し	リサイクル業者	廃プラ、紙類、ビン類、小型家電をコンテナ及びストックヤードで一時保管後、業者に引き渡し

表 3-1-4 収集・運搬の状況（令和 7 年 4 月～）

区分	業者等	備 考
収集・運搬	町委託業者	町内約 700 ヶ所のごみステーションからの、可燃・不燃ごみ、資源ごみ、廃プラの収集を民間に委託し、広域クリーンセンター大田原へ搬入
搬入	一般廃棄物収集運搬許可業者	広域クリーンセンター大田原へ直接搬入
	家庭系の直接搬入	クリーンステーション那須へ搬入された粗大ごみ等は、分別し、広域クリーンセンター大田原へ搬入
引き渡し	リサイクル業者	廃プラ、紙類、ビン類、小型家電、使用済プラスチック使用製品をクリーンステーション那須内のコンテナ及びストックヤードで一時貯留後、業者に引き渡し

## 4 中間処理

中間処理では、小・中型収集車によって収集されたごみの中継施設である「クリーンステーション那須」に搬入した後、燃えるごみは大型パッカー車へ積み替え、組合が運営・管理を行っている「広域クリーンセンター大田原」において処理しています。

燃えないごみ及び粗大ごみは、クリーンステーション那須でコンテナに集積した後、広域クリーンセンター大田原に搬出し、資源物の空き缶、ペットボトル、白色トレイはクリーンステーション那須のストックヤードに集められた後、広域クリーンセンター大田原において資源化処理を行っています。空きビン及び紙類については、クリーンステーション那須のストックヤードに一時貯留した後、リサイクル業者に処理を委託しています。

また、令和6年4月からは、使用済プラスチック使用製品についても、クリーンステーション那須のストックヤードに一時貯留した後、リサイクル業者へ引き渡します。

表 3-1-5 中継施設の概要（平成 14 年 11 月～令和 7 年 3 月）

施設名称	クリーンステーション那須 ごみ処理中継施設
所在地	栃木県那須郡那須町大字富岡 736-1
事業主体	那須町
処理能力	58 t /5h
竣工年度	平成 14 年 11 月

※令和 7 年 4 月～休止予定

表 3-1-6 中間処理施設の概要（平成 15 年 3 月～）

施設名称	広域クリーンセンター大田原
所在地	栃木県大田原市若草 1-1484-2
事業主体	那須地区広域行政事務組合
組合構成市町	大田原市、那須町
処理能力	ごみ処理施設：120 t /日（60 t /24h×2 炉） 19 t /24h（灰溶融設備） リサイクルプラザ：14 t /日 6.2 t /5h（粗大・不燃ごみ） 5.8 t /5h（かん類） 1.6 t /5h（ペットボトル） 0.4 t /5h（トレイ）
竣工年度	ごみ処理施設：平成 15 年 3 月 リサイクルプラザ：平成 15 年 3 月

## 5 最終処分

広域クリーンセンター大田原で処理されたごみの処理残渣（焼却残渣・不燃残渣等）は、組合の一般廃棄物最終処分場「黒羽グリーンオアシス」において埋立処分しています。

令和4年4月からは、新処分場である「那須グリーンネクサス」において埋め立て処分を開始しています。

表 3-1-7 最終処分場の概要（平成9年3月～令和4年3月）

施設名称	黒羽グリーンオアシス
所在地	栃木県大田原市川田 533
事業主体	那須地区広域行政事務組合
組合構成市町	大田原市、那須町
埋立面積	16,010 m <sup>2</sup>
埋立容量	173,100 m <sup>3</sup>
浸出水処理設備	60 m <sup>3</sup> /日
竣工年度	平成9年3月

表 3-1-7 最終処分場の概要（令和4年4月～）

施設名称	那須グリーンネクサス
所在地	栃木県那須郡那須町大字豊原乙1番地6
事業主体	那須地区広域行政事務組合
組合構成市町	大田原市、那須町
埋立面積	4,480 m <sup>2</sup>
埋立容量	51,000 m <sup>3</sup>
浸出水処理設備	15 m <sup>3</sup> /日
竣工年度	令和4年4月

本町におけるごみ処理の流れを図 3-1-1 に示します。

図 3-1-1-1 ごみ処理フロー図（平成27年度）

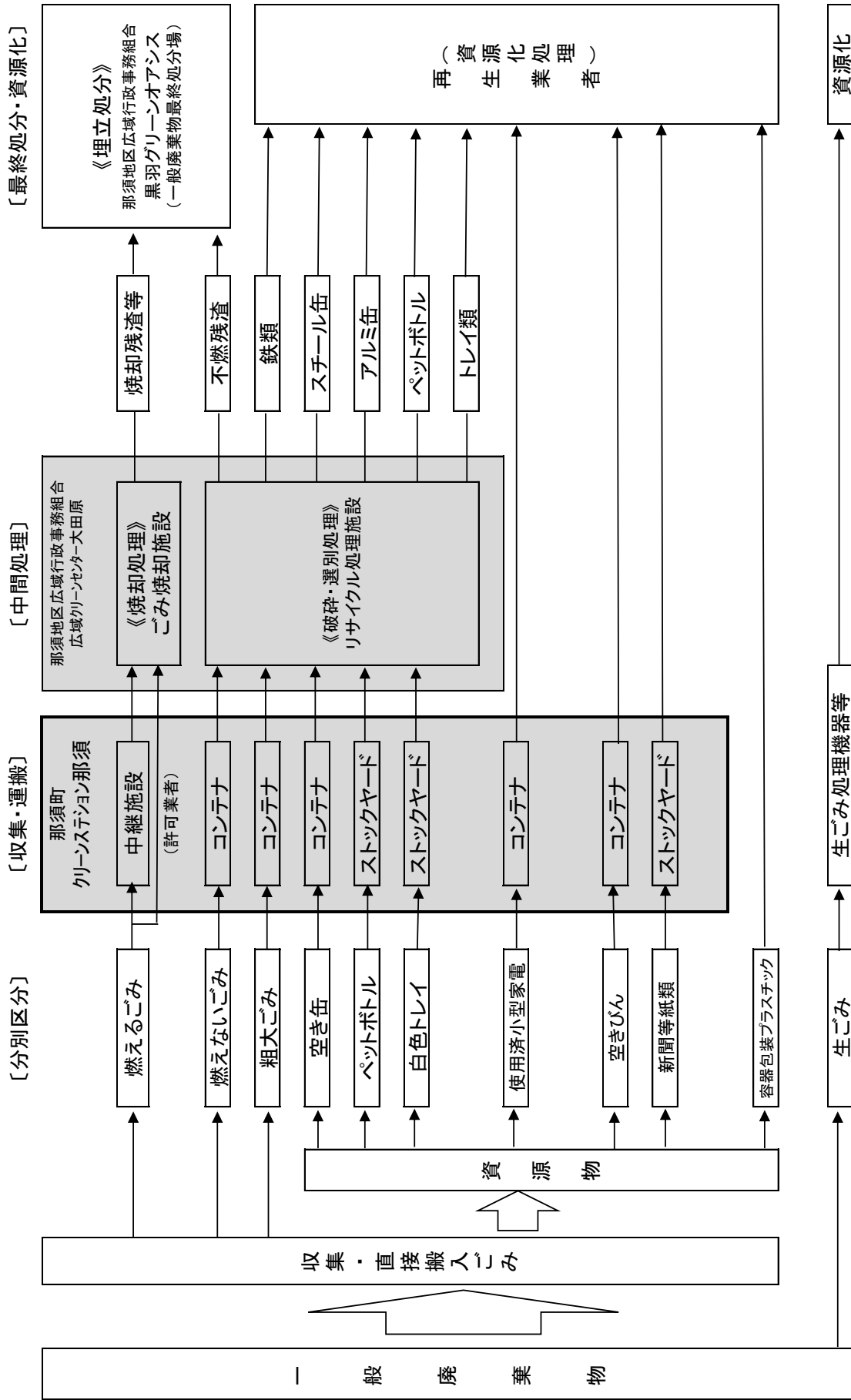
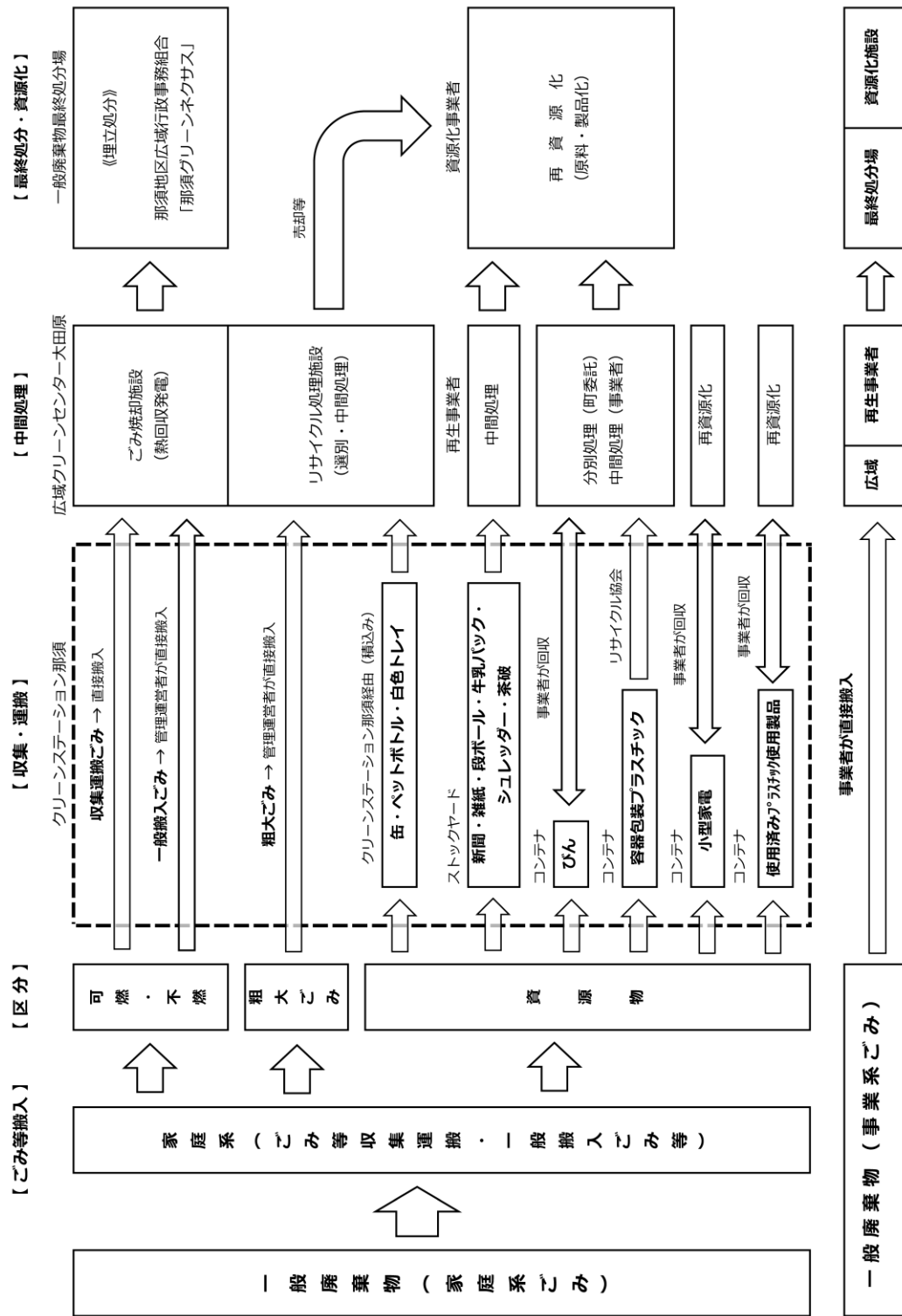


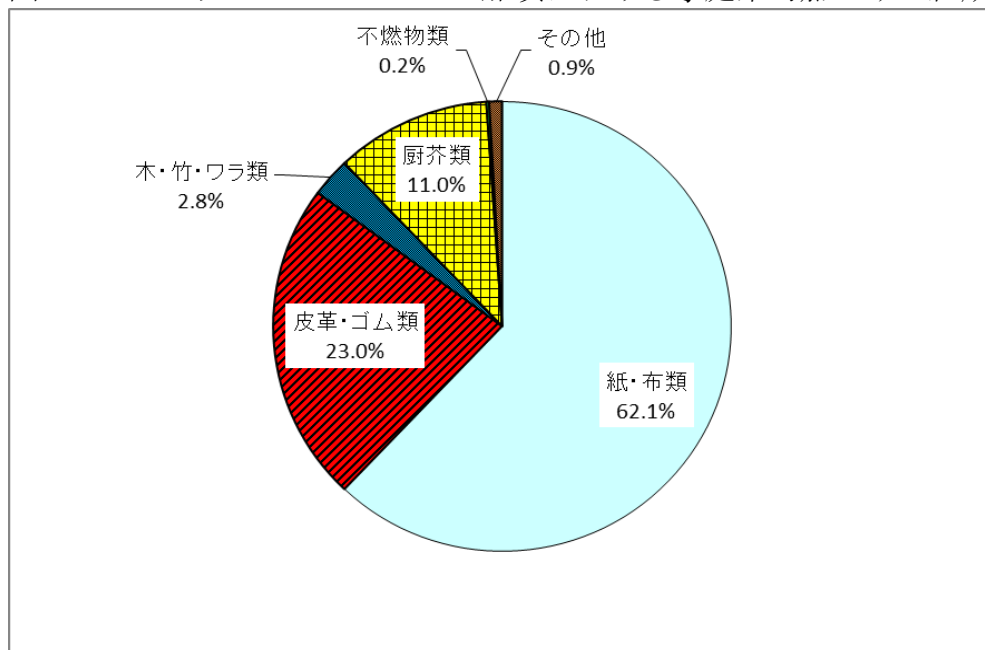
図3-1-1-1 ごみ処理フロー図 (令和7年度)



## 6 可燃ごみの組成

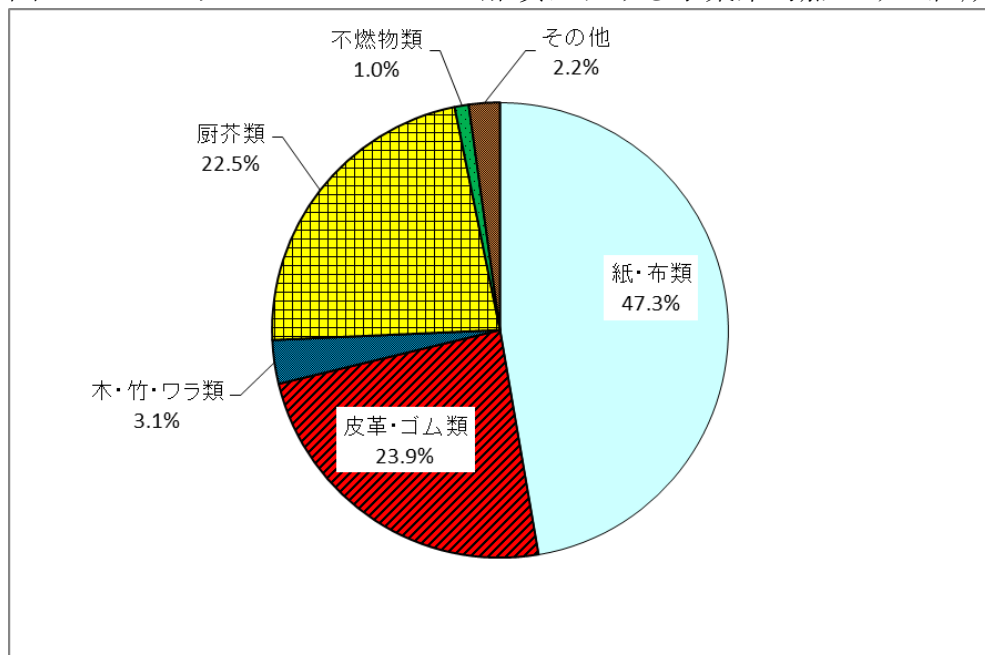
クリーンステーション那須及び広域クリーンセンター大田原では、定期的にごみ質の調査を実施しています。その概要を以下に示します。

図 3-1-2 クリーンステーション那須における家庭系可燃ごみの組成



実施日：平成 27 年 12 月 21 日

図 3-1-3 クリーンステーション那須における事業系可燃ごみの組成



実施日：平成 27 年 12 月 21 日

図 3-1-4 広域クリーンセンター大田原における可燃ごみ組成の推移

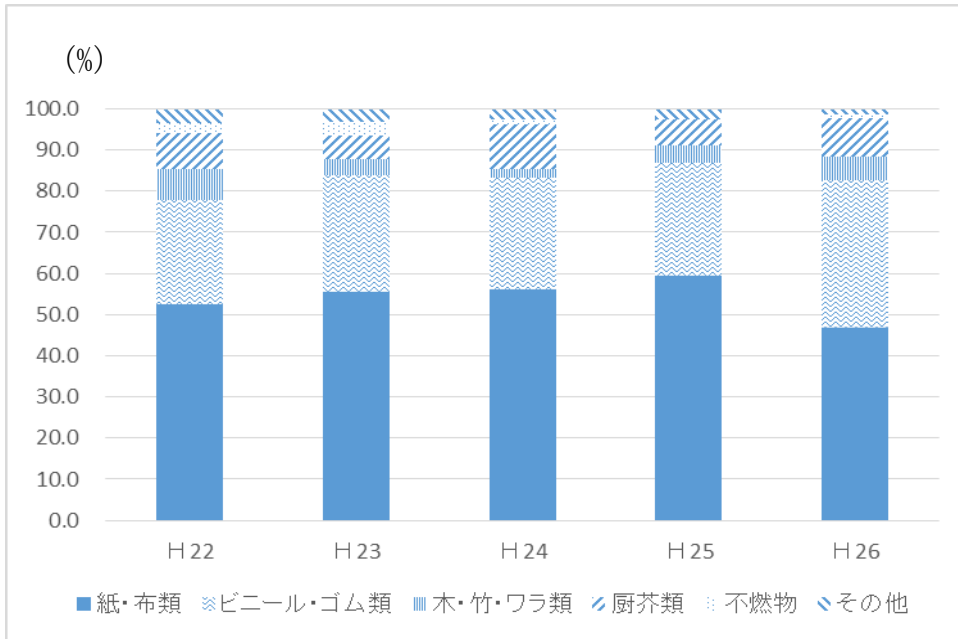
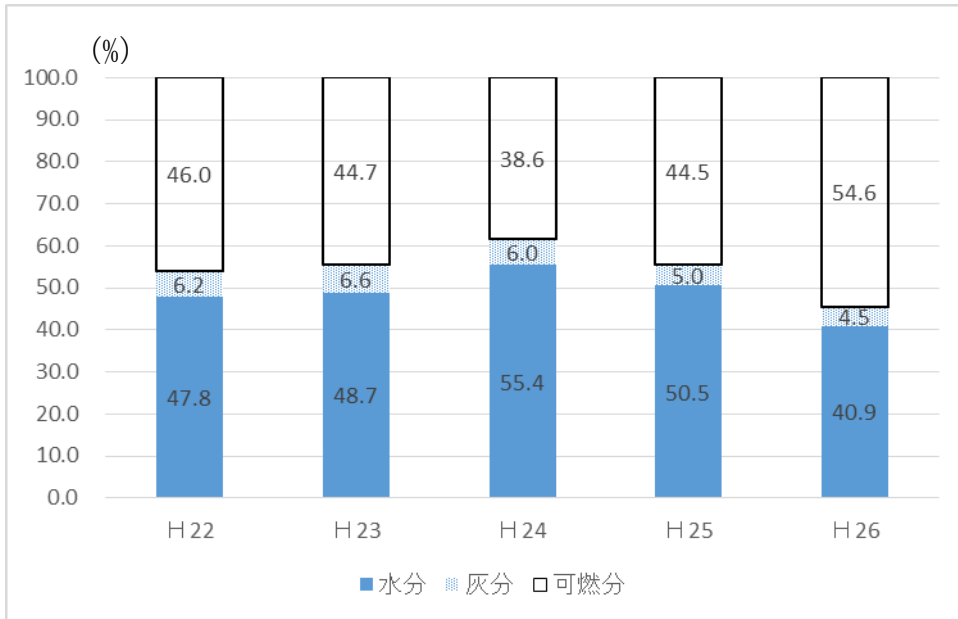


図 3-1-5 広域クリーンセンター大田原における三成分の推移



組成成分を見ると紙・布類が多く含まれており、三成分では水分が比較的多くなっています。

紙・布類が可燃ごみ全体の半分以上を占めていますが、これにはまだ資源化できるごみが含まれていると考えられます。



## 7 ごみの処理経費

本町におけるごみの処理経費を以下に示します。

平成26年度において、ごみ1人当たりの年間処理事業費は、約16,300円となっており、栃木県平均の約11,100円や全国平均の約15,200円より高くなっています。

表 3-1-8 ごみ処理経費の推移（単位：千円）

			H22	H23	H24	H25	H26
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	2,520	0	0	0
		中間処理施設	0	0	0	0	0
		最終処分場	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
	調査費	0	0	0	0	0	
	組合分担金	0	0	0	0	0	
	小計	0	2,520	0	0	0	
処理及び維持管理費	人件費		45,231	38,906	39,252	40,720	39,208
		一般職	8,473	8,648	8,396	10,046	9,477
	収集運搬施設	収集運搬施設	36,758	30,258	30,856	30,674	29,731
		中間処理施設	0	0	0	0	0
		最終処分場	0	0	0	0	0
		収集運搬施設	6,060	9,620	8,284	11,575	14,460
		中間処理施設	0	0	0	0	2,494
	処理費	最終処分場	0	0	0	0	0
		車両等購入費	4,627	5,081	4,536	3,886	3,888
	委託費	109,733	108,091	79,549	96,093	98,950	
	収集運搬施設	収集運搬施設	98,843	97,911	69,124	72,257	74,326
		中間処理施設	9,621	9,176	9,466	23,568	24,323
		最終処分場	735	588	588	0	0
		その他	534	416	371	268	301
	その他	0	0	0	0	0	
	調査研究費	197	198	198	197	214	
	小計	165,848	161,896	131,819	152,471	159,214	
その他	0	0	0	0	0		
組合分担金	226,793	240,459	183,101	250,868	269,171		
合計	392,641	404,875	314,920	403,339	428,385		
処理人口	27,392	27,040	26,899	26,670	26,347		
年間1人当たりごみ処理事業費	14.3	15.0	11.7	15.1	16.3		

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

## ごみ排出量等の実績

本町の計画収集人口（住民基本台帳人口）の推移とごみ排出量の実績を以下に示します。

### 1 計画収集人口の推計

表 3-2-1 計画収集人口の推移（各年度末）

年度	人口（人）
H18	27,752
H19	27,744
H20	27,689
H21	27,594
H22	27,392
H23	27,040
H24	26,899
H25	26,670
H26	26,347
H27	26,050

資料：住民基本台帳

## 2 ごみ排出量の実績

表 3-2-2 過去5年間におけるごみ排出量の実績（年間排出量）

区 分	単位	年 度					
		H22	H23	H24	H25	H26	
人 口 等	A 行政区域内人口	人	27,392	27,040	26,899	26,670	26,347
	B 計画収集人口	人	27,392	27,040	26,899	26,670	26,347
	C 自家処理人口	人	0	0	0	0	0
要 処 理 量	D ごみ年間総排出量	t	11,850	11,499	11,548	10,697	10,878
	(1) 燃えるごみ	t	9,846	9,416	9,577	8,759	8,915
	(2) 燃えないごみ	t	405	435	404	276	291
	(3) 粗大ごみ	t	138	159	121	155	165
	(4) 資源物	t	1,462	1,489	1,446	1,507	1,507
	(ア) 紙類	t	788	840	806	819	838
	(イ) 空き缶	t	128	134	104	82	78
	(ウ) 空きビン	t	488	458	477	466	465
	(エ) ペットボトル	t	57	56	58	55	52
	(オ) 容器包装プラスチック	t	-	-	0	84	73
	(カ) 白色トレイ	t	1	1	1	1	1

資料：「とちぎの廃棄物」より

表 3-2-3 家庭系・事業系ごみの排出量実績（年間排出量）

	年 度				
	H22	H23	H24	H25	H26
家庭系ごみ排出量（t）	5,999	6,031	5,751	4,745	4,940
（構成比率）	(50.6%)	(52.4%)	(49.8%)	(44.4%)	(45.4%)
事業系ごみ排出量（t）	5,468	5,468	5,797	5,952	5,938
（構成比率）	(49.4%)	(47.6%)	(50.2%)	(55.6%)	(54.6%)
ごみ総排出量（t）	11,850	11,499	11,548	10,697	10,878

表 3-2-4 過去5年間におけるごみ排出量の実績（1人1日平均排出量）

区	分	単位	年 度				
			H22	H23	H24	H25	H26
人 口 等	A 行政区域内人口	人	27,392	27,040	26,899	26,670	26,347
	B 計画収集人口	人	27,392	27,040	26,899	26,670	26,347
	C 自家処理人口	人	0	0	0	0	0
要 処 理 量	D ごみ1人1日平均排出量	g	1,177.26	1,156.02	1,169.46	1,091.56	1,123.01
	(1) 燃えるごみ	g	978.11	969.88	969.89	893.82	920.33
	(2) 燃えないごみ	g	40.23	43.75	40.91	28.16	30.04
	(3) 粗大ごみ	g	13.71	15.99	12.25	15.82	17.03
	(4) 資源物	g	145.21	149.42	146.41	153.76	155.60
	(ア) 紙類	g	78.28	84.18	81.63	83.58	86.51
	(イ) 空き缶	g	12.72	13.48	10.53	8.37	8.05
	(ウ) 空きビン	g	48.48	46.06	48.31	47.55	48.00
	(エ) ペットボトル	g	5.66	5.63	5.87	5.61	5.37
	(オ) 容器包装プラスチック	g	-	-	-	8.57	7.54
	(カ) 白色トレイ	g	0.07	0.07	0.07	0.08	0.13

表 3-2-5 家庭系ごみ排出量の実績及び再生利用率等（1人1日平均排出量）

年度	1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)		再生利用率(%)	最終処分率
	家庭系+事業系	家庭系		
H22	1,177	596	12.8	11.4
H23	1,153	607	13.5	10.7
H24	1,169	582	13.1	11.7
H25	1,092	484	13.8	10.5
H26	1,123	510	14.6	10.7

1 1人1日当たりのごみ排出量：排出量÷人口（注）÷365

2 再生利用率：再生利用量÷総排出量

3 最終処分率：最終処分量÷総排出量

（注）人口は一般廃棄物処理事業実態調査時点での数であり、住民基本台帳の年度末人口と異なる。

### 3 本町のごみの特色

表 3-2-6 に示すように、事業系ごみの割合が全国平均より 25%、栃木県平均より 28.3%と高くなっています。観光地ということもありホテル、旅館等からの排出される事業系ごみの割合が、他の自治体より極めて高いという特色があります。

また、事業系ごみを加えた 1 人 1 日の排出量は、1,123 g で全国及び栃木県の平均を上回っておりますが、家庭系ごみのみで比較した場合は、510 g で栃木県内の市町で 5 番目に少ない排出量となっております。

表 3-2-6 全国・栃木県との比較（1 人 1 日平均排出量）

	1 人 1 日当たりのごみ排出量 (g/人・日)		再生利用率 (%)	最終処分率 (%)
	家庭系 + 事業系	家庭系		
那須町	1,123	510	14.6	10.7
栃木県平均	929	684	17.1	8.9
全国平均	947	668	20.6	9.7

資料 「とちぎの廃棄物」平成 26 年度版

表 3-2-7 家庭系・事業系ごみの排出量比較（平成 26 年度）

区 分	全国平均	栃木県平均	那須町
家庭系ごみ割合 (%)	70.4	73.7	45.4
事業系ごみ割合 (%)	29.6	26.3	54.6

資料 「とちぎの廃棄物」平成 26 年度版

## ごみ処理の課題と対策

本町におけるごみ処理に関する課題を整理すると、以下のとおりとなります。

### ◇ 家庭系ごみについて

これまで本町で講じてきた指定ごみ袋の有料化制度や容器包装プラスチック収集等の減量化対策の効果もあり、1人1日平均排出量は全国平均や栃木県平均と比較して少なくなっていますが、分別排出の徹底や食品ロスの削減で更なるごみ減量化を図ります。

### ◇ 事業系ごみについて

事業系ごみが本町のごみ全体に占める割合は非常に大きく、表 3-2-6 に示したとおり、その割合は 54%を越えており、栃木県平均の 26.3%や、全国平均の 29.6%を著しく上回っています。

事業系ごみの削減なくして、ごみ総排出量の削減は厳しい状況にあります。ホテル・旅館等から排出される事業系ごみの排出量は、観光客数に大きく左右されるため、本町の基幹産業である観光産業が発展すれば排出量も比例して増えてしまうため、抜本的な減量化対策を講ずるのが難しい状況にあります。

今後も、事業主に対しての啓発活動を通し、資源化対策を継続して実施するとともに、関係市町と連携しごみ処理手数料の値上げを検討します。

### ◇ 資源化について

平成 26 年度の本町の資源化率は、表 3-2-5 に示すとおり、14.6%となっており、全国平均の 20.6%や県平均の 17.1%よりも低くなっています。

資源化率の向上のため、平成 25 年度には容器包装プラスチックの収集、平成 27 年度には小型家電の拠点回収を開始しています。

また、令和 6 年 4 月からは、クリーンステーション那須において、使用済プラスチック使用製品の分別回収を実施します。

#### ◇ 収集・運搬について

本町には約 700 ヶ所のゴミステーションがあります。収集運搬は平成 21 年度より民間業者に委託しています。クリーンステーション那須を中継する運搬体制については、効率的な体制の検討が必要と考えられます。

また、高齢化に伴い、分別が困難なお年寄りや最寄りのゴミステーションに排出できない人が増加すると考えられます。社会福祉協議会等の各関係機関と連携して対策を講じます。

なお、令和 5 年 12 月から、新たな運搬体制を検討した結果、令和 7 年 4 月から広域クリーンセンター大田原へのごみ等の直接搬入を行うこととします。

#### ◇ 旧焼却施設の解体について

本町のごみは、平成 14 年度から「広域クリーンセンター大田原」へ搬入し、処理しています。稼働を停止したクリーンステーション那須焼却施設については、解体工事や循環型社会構築に向けた資源化施設などの跡地利用を検討した結果、令和 2 年 7 月に解体し、令和 3 年 1 月にストックヤードを新築しました。

#### ◇ 最終処分について

本町のごみは、広域クリーンセンター大田原で処理され、焼却残渣及び不燃残渣等は、「黒羽グリーンオアシス」において埋立処理が行われています。

黒羽グリーンオアシスが令和 3 年度末をもって埋立完了になることから、令和元年 8 月から建設を進めてまいりました新最終処分場「那須グリーンネクサス」が令和 4 年 3 月に竣工し、同年 4 月から焼却残渣及び不燃残渣等の埋め立て処理を行っています。

#### ◇ 食品ロスについて

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食べ物のことをいいます。本町でも生ごみのうち容器に入ったままの食品が多く排出されています。

町民には適量の購入、賞味期限に関する正しい理解、家庭における使い切り等、事業者側では販売方法の工夫、少量メニューの提示等に取り組み、消費者と事業者が「もったいない」という意識を共有できるような施策を進めます。

## ごみ処理の基本方針と目標

### 1 ごみ処理の基本方針

基本目標を達成するため、取り組みの柱となる基本方針を次のとおりとします。

#### (1) 町民・事業者・町の協働によるごみ減量化・資源化の推進

ごみの減量化を最優先事項とし、住民は環境に配慮した生活様式に移行します。事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた取り組みを行います。本町は町民・事業者の取り組みを促すための施策の実施など、三者の協働による取り組みを推進します。

#### (2) 環境負荷の少ない適正処理・処分の推進

本町は効率的かつ効果的に資源を分別回収するため、町民・事業者に徹底した分別の協力を求めます。

また、ごみの減量化・資源化を促進するとともに、環境に配慮した安全で適正な処理体制の整備を推進します。

#### (3) リサイクルの推進

「リサイクル」とは、廃棄物を原材料等にして再利用する取り組みのことで「再生利用」と説明されますが、具体的取り組みとしては使用済みペットボトルからペットボトル、フリース等を製造すること。生ごみから肥料を生産することが挙げられます。

本町では、ペットボトル等の資源回収、容器包装プラスチック、及び使用済小型家電を回収しリサイクルを推進します。

更に、令和6年4月からは、使用済プラスチック使用製品についても分別回収を開始し、リサイクルを推進します。

また、生ごみ処理器機設置費補助金制度を周知し、生ごみの肥料化も推進します。

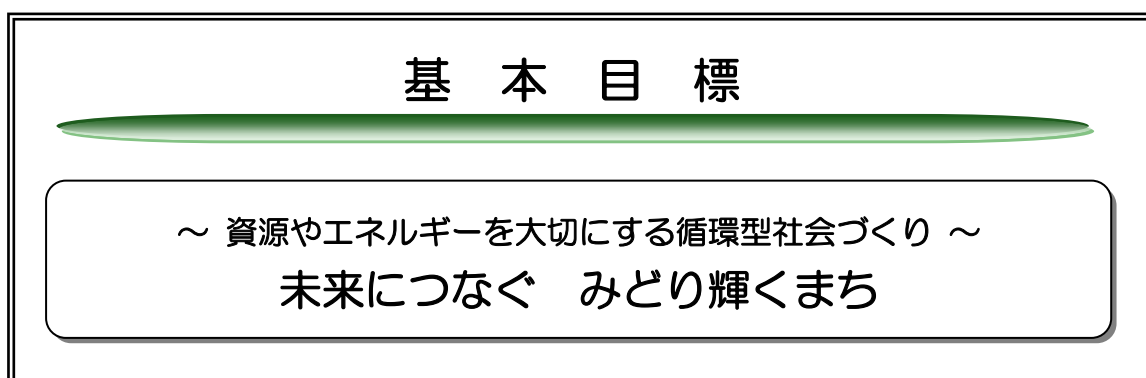


## 2 ごみ処理の目標

ごみに関する問題では、家庭及び事業者から排出されるごみの処理にとどまらず、商品の生産、流通、消費という各段階において、ごみの発生を抑制するための施策を講じていくことが重要です。そのため、町民一人ひとりのライフスタイルや事業者の経営に関係する問題として捉えていく必要があります。

今後は、将来にわたって持続的に発展可能な社会を形成するため、①ごみの減量、②資源の循環的な利用（再使用、再生利用）、③適正処分の確保等により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することにより、自然環境を保全する循環型社会への転換が求められています。

そこで、「循環型社会」を構築するため、基本目標を以下のように設定し、町民・事業者・町が一体となって取り組むことを目標とします。



本町では、これまでも環境資源やその保全への取り組みを推進してきましたが、地球規模の環境問題に対する取り組みはまだ始まったばかりであり、今後も継続できる「持続可能な循環型社会」への転換を図る必要があります。

### 3 基本目標達成のための役割

基本方針を推進していくため、町民・事業者・町はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要です。

#### 町民・事業者・町の役割

##### 町民の役割

町民は、容器包装廃棄物の少ない商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品及び再生品を選択し購入するように努め、特に食品の購入に当たっては、賞味期限を理解し、適量の購入等により食品ロス（本来食べられる食品にもかかわらず捨てられる食品）の削減に資する購買行動が求められています。

また、商品の使用にあたっては故障時の修理等により長期間使用することや、食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りをすることも重要です。

さらに、ごみの排出にあたっては、町が定める分別区分により分別排出を行うことにより適正な循環利用に協力することが必要です。

##### 事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを自覚するとともに、紙類や生ごみなどを分別し、積極的に資源化する必要があります。

再使用や資源化を考慮した商品開発や、使い終わった後の容器などの回収ルート構築、資源化処理システムの整備などが重要です。

併せて、商品の販売に際しては、環境負荷の低減や資源の浪費を抑制する商品を多く取り揃え、不用になった商品の資源化方法を周知するとともに、過剰包装の抑制や店頭回収の実施など、町民がごみの発生抑制やリサイクルに自然に取り組める仕組みを構築していくことが必要となります。

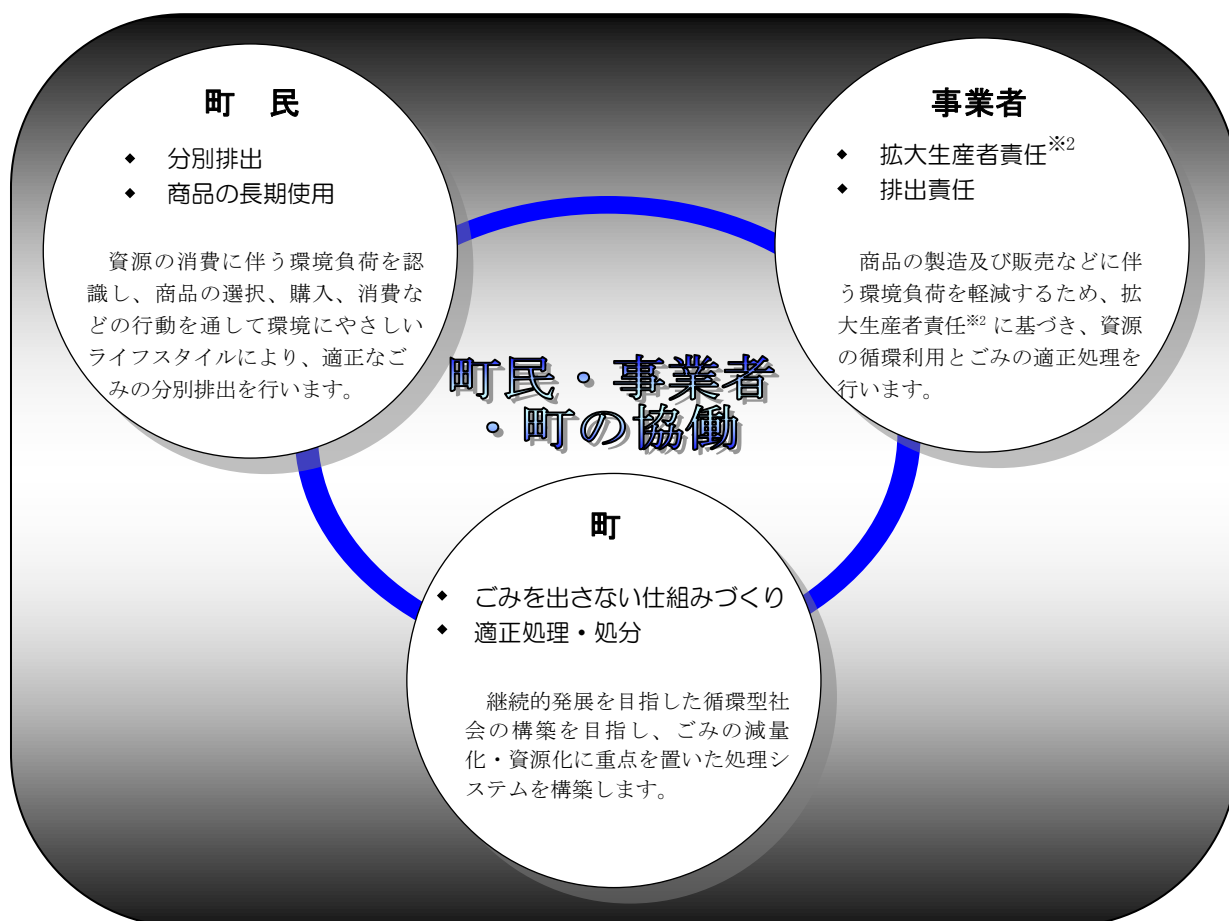
## 町の役割

町は、自ら率先して、グリーン購入<sup>※1</sup>、再使用、再生利用に努めます。

町民や事業者に対しては、環境に関する情報や学習の機会の提供を推進し、町民・事業者との連携を強化していきます。

ごみの発生抑制・資源化を推進するため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、状況に応じて分別区分、収集体制の見直しや、新たな施策を取り入れていきます。

図 3-4-1 町民・事業者・行政の役割



※1 グリーン購入：製品やサービス購入の際に、必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、生産から流通、使用、廃棄にいたるまでの各段階において環境負荷ができるだけ小さいものを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

※2 拡大生産者責任：生産者が製品の生産・流通段階だけでなく、使用時や廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方のこと。具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄まで行い、その費用も負担する。

#### 4 達成目標の設定

##### (1) 関連法の施行など

ごみの処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の低減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。

表 3-4-1 にリサイクル関連法施行の経過を示し、表 3-4-2 に廃棄物処理、資源化に関する国の方針・計画等の経過を示します。

表 3-4-1 リサイクル関連法施行の経過

年 月	関 連 法
平成 6年 8月	環境基本法完全施行（環境全般）
平成 9年 4月	容器包装リサイクル法一部施行（ガラスびん・ペットボトル）
平成12年 4月	容器包装リサイクル法完全施行
平成13年 1月	循環型社会形成推進基本法施行（循環型社会形成）
平成13年 4月	家電リサイクル法完全施行（家電品）
	資源有効利用促進法完全施行（各種製品、パソコン等）
	グリーン購入法完全施行（自治体の調達品）
平成13年 5月	食品リサイクル法完全施行（食品残渣）
平成14年 5月	建設リサイクル法完全施行（建設廃棄物）
平成17年 1月	自動車リサイクル法完全施行（自動車）
平成25年 4月	小型家電リサイクル法施行
令和 4年 4月	プラスチック資源循環促進法施行

表 3-4-2 廃棄物処理・資源化に関する国の方針・計画等の経過

年 月	関連する計画等
平成13年 5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）
平成14年 3月	栃木県廃棄物処理計画策定（栃木県）
平成15年 3月	循環型社会形成推進基本計画（国）
平成17年 4月	循環型社会形成推進交付金制度の導入（国）
平成17年 5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成18年 3月	栃木県廃棄物処理計画（改訂版）策定（栃木県）
平成20年 3月	循環型社会形成推進基本計画改定（国）

## (2) 国の計画

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めることになっています。

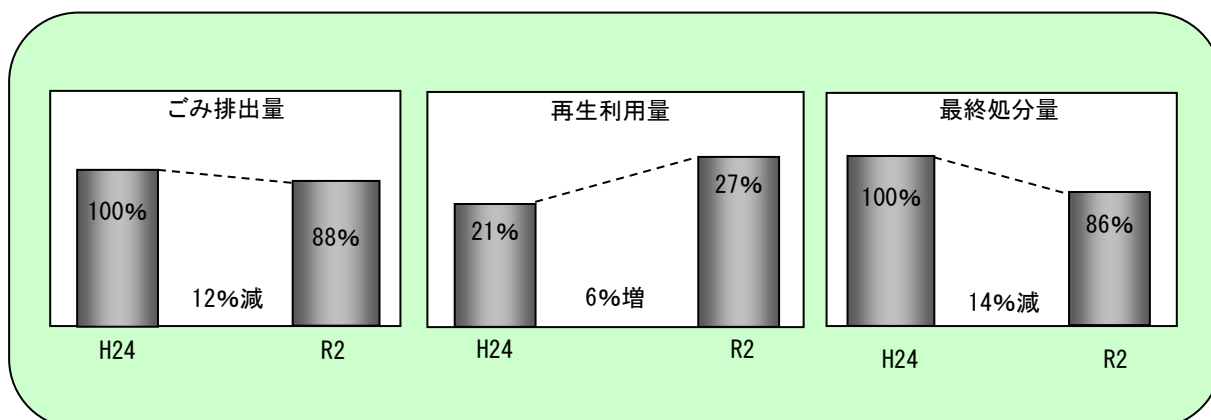
この基本方針では可能な限り廃棄物の発生を抑制し、次に廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、なお適正な循環的な利用が不可能なものについては、適正な処分を確保することを基本としています。

国の数値目標を表3-4-3及び図3-4-2に示します。

表 3-4-3 国の減量化目標

項目	目標
ごみ排出量	平成24年度に対し、令和2年度において約12%削減する 令和2年度において1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を500gとする。
再生利用量	令和2年度において約27%に増加させる。
最終処分量	平成24年度に対し、令和2年度において約14%削減する。

図 3-4-2 国の減量化目標



(3) 循環型社会形成推進基本計画に基づく目標

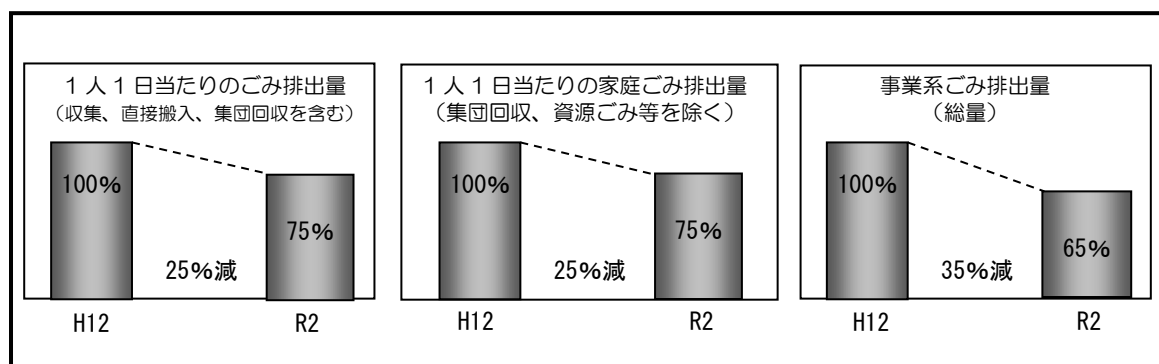
循環型社会形成推進基本法（平成12年 法律第110号）に則り、平成25年5月に第三次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。

循環型社会形成推進基本計画では、循環型社会の形成に関する施策を総合的、計画的に推進するために必要な事項が示されるとともに、循環型社会に向けた具体的な数値目標が設定されています。

**循環型社会形成推進基本計画で示されている主な取組目標**

- ◇ 計画目標の設定（平成12年度～令和2年度）
  - ・ 約90%の人たちが廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持ち、約50%の人たちが具体的に行動する。
  - ・ 1人1日当たりのごみ排出量の約25%を削減する。
  - ・ 家庭から排出する資源回収されるものを除いた1人1日当たりごみの量を約25%削減する。
  - ・ 事業系ごみ排出量（総量）を約35%削減する。
  - ・ 地方公共団体、上場企業等がグリーン購入を推進する。

図 3-4-3 循環型社会形成推進基本計画の減量化・資源化目標



## 5 本町の目標値

### (1) 本町における取組

平成 18 年 3 月に策定した一般廃棄物処理基本計画から、概ね 5 年間が経過したことや、廃棄物関連法の改正及びリサイクルの推進に係る諸法が整備されたことに伴い、平成 23 年 3 月に同計画の見直しを行い、「循環型社会」づくりを目指して、廃プラスチックの回収や使用済小型家電の拠点回収に積極的に取り組んできました。また、ごみの減量化を目的とし指定ごみ袋制度（ごみ有料化制度）も導入しました。

### (2) 一般廃棄物の減量化の数値目標

国の目標値は、平成 24 年度に対し令和 2 年度において約 12%の削減、また、令和 2 年度には 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 500 グラムとするとなっています。県の目標値は令和 2 年度までに 521 グラムとなっています。

本町の平成 26 年度の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は既に 510 グラムであることから令和 2 年度までに 500 グラムを目標とします。

なお、事業系ごみの占める割合が高く、総排出量は景気動向に大きく左右されることから平成 24 年度に対し令和 2 年度においての 12%の削減は困難であり、令和 7 年度に約 10%の削減を目標とします。

表 3-4-4 那須町の減量化目標

区 分	基準年度 平成 24 年度	予測値 令和 2 年度	目標 令和 2 年度	予測値 令和 7 年度	最終目標 令和 7 年度
排 出 量	11,547 t/年	10,758 t/年	10,540 t/年	10,677 t/年	10,346 t/年
再生利用率※	13.1%	14.6%	15.0%	14.6%	17.0%
最終処分率	11.7%	10.7%	10.0%	10.7%	9.0%
削 減 率		6.8%	8.7%	7.5%	10.4%

※自家処理量（コンポスト化量）を含まない

## 6 本町におけるごみ排出量予測と排出量目標

表 3-4-5 ごみ排出量の予測と目標（年間排出量）

区分	単位	年度			
		予測値		目標値	
		R2	R7	R2	R7
行政区域内人口	人	26,200	26,000	26,200	26,000
計画収集人口	人	26,200	26,000	26,200	26,000
自家処理人口	人	0	0	0	0
(1) 可燃ごみ	t	8,801	8,734	8,560	8,366
(2) 不燃ごみ	t	287	285	280	250
(3) 粗大ごみ	t	163	162	150	139
(4) 資源物	t	1,507	1,496	1,550	1,591
(ア) 紙類	t	827	821	840	860
(イ) ビン類	t	459	456	465	470
(ウ) 缶類	t	77	76	80	80
(エ) ペットボトル	t	51	51	64	70
(オ) 容器包装プラスチック	t	72	72	75	80
(カ) 白色トレイ	t	1	1	1	1
(キ) 小型家電	t	20	19	25	30
(5) 年間総排出量	t	10,758	12,173	12,090	11,937



表 3-4-6 那須町における将来ごみ量の計画値（1人1日平均排出量）

区分	単位	年度			
		予測値		目標値	
		R2	R7	R2	R7
行政区域内人口	人	26,200	26,000	26,200	26,000
計画収集人口	人	26,200	26,000	26,200	26,000
自家処理人口	人	0	0	0	0
(1) 可燃ごみ	g	920	920	895	882
(2) 不燃ごみ	g	30	30	29	26
(3) 粗大ごみ	g	17	17	16	15
(4) 資源物	g	157	158	163	167
(ア) 紙類	g	86	87	88	91
(イ) ビン類	g	48	48	49	50
(ウ) 缶類	g	8	8	8	8
(エ) ペットボトル	g	5	5	7	7
(オ) 容器包装プラスチック	g	8	8	8	8
(カ) 白色トレイ	g	0	0	0	0
(キ) 小型家電	g	2	2	3	3
(5) 1人1日当たり総排出量	g	1,124	1,125	1,103	1,090
家庭系ごみ排出量	g	510	510	500	500
事業系ごみ排出量	g	615	615	602	590

# ごみ処理基本計画

## 1 ごみ処理基本計画の体系

本計画では、①リデュース（減量化）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再生利用）の施策体系を次のとおりとし、町民に対し周知を図ります。

### ① Reduce（リデュース）－減らす

#### ★ごみの量を減らそう。

調理方法を工夫して調理くずを減らしたり、生ごみの水切りをするだけでもずいぶん減量できます。また日用品は、最後まで使い切り、使い捨ての商品は避け、詰め替え商品を利用しましょう。

### ② Reuse（リユース）－再使用する

#### ★もう一度使いましょう。

ビールやジュース等のビンを回収し再利用する「リターナブルビン」を利用したり、不要品はリサイクルショップに販売したり、バザーやフリーマーケットなどに出品するなどしてもう一度利用しましょう。

### ③ Recycle（リサイクル）－再生利用する

#### ★再生資源に戻そう。

再生できる資源物（新聞紙・広告、雑誌・カタログ類、ダンボール、牛乳パック、びん類、アルミ缶、スチール缶、ペットボトルなど）はリサイクルしましょう。

## 2 目標達成のための取組

本計画の目標を達成するためには、町民・事業者・町はそれぞれの立場において、役割を果たすことが必要です。

三者の協働により、ごみ減量化に向けた行動に取り組みます。

### (1) 町民による取組

#### ① 分別排出の徹底による資源化の推進

分別排出を徹底し、資源化に協力します。

#### ② 生ごみの減量化

生ごみ処理機器等を利用し、生ごみの堆肥化を行い、発生量を抑制します。また、生ごみの水切りに努めます。

#### ③ レジ袋の削減

マイバックを利用し、レジ袋を削減します。

#### ④ 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用促進

ごみの発生抑制と再生資源の利用を図るために、使い捨て商品の使用抑制と、再生品の選択、使用に努めます。

繰り返し使える容器、詰め替え容器の利用及び再生品の購入を心がけます。

#### ⑤ 食品ロスの削減

賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロスの削減に努めます。また、外食時には適量を注文し、食べ残しの削減に努めます。

## (2) 事業者による取組

### ① 発生源における排出抑制

排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生を抑制します。

### ② 過剰包装の抑制

過剰包装を自粛し、再使用・再生利用しやすい素材や形状の包装を推奨するとともに、回収・資源化のルートを構築し、包装廃棄物の発生を抑制します。

### ③ 流通容器包装廃棄物の抑制

包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により流通容器包装廃棄物の発生を抑制します。

### ④ 使い捨て商品の使用抑制

トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制します。

### ⑤ 食品廃棄物の排出抑制

食品小売業では、消費期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商習慣を見直し、売れ残りを減らす仕入れの工夫や、消費期限が近づいている商品の値引き販売等、販売方法を工夫します。

また、外食産業では、少量メニューの提示等に取り組みます。

### (3) 町における取組

#### ① 啓発活動の充実

##### ア 環境学習等

小・中学校での環境学習を継続します。

○小学校4年生を対象にごみの分別をテーマとした環境学習を行っています  
が、内容の充実を図りながら継続します。

○レジ袋削減のためのポスターや標語を募集します。

○小・中学校に対して環境美化町民運動への参加を促進します。

##### イ 情報提供

町民・事業者には率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえるよう、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報等を広報紙、ホームページ、説明会などによって提供します。

○ごみ処理の状況や課題、処理経費、減量化・資源化の状況等の情報を提供  
します。

○地域住民の参加を促進するため、地域におけるマナーアップ運動（ごみ拾  
い）などの取り組みに応じた情報の提供を行います。

○レジ袋削減推進協議会の取り組みを紹介します。

○転入者に対して、町の資源分別方法の周知を図ります。

##### ウ 地域における活動の活性化

○5月30日（ごみゼロの日）を中心に実施している環境美化町民運動への  
参加を促進します。

##### エ 事業者の発生抑制・資源化

店頭回収の実施や再生品の利用・販売等に積極的に取り組むよう指導を徹  
底します。また、レジ袋削減推進協議会と連携し、レジ袋の削減に協力を要  
請します。

## ② 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底

多量排出事業者に対して、減量化・資源化等計画の策定及び提出を求め、計画を推進するために必要な助言や指導を行います。

## ③ 容器包装廃棄物等の排出抑制、リユース容器の利用促進

レジ袋削減、過剰包装の抑制、リユースびん等のリユース容器の利用促進に向けた方策について検討します。

## ④ 植物性食用廃油の資源化促進

植物性食用廃油を回収し、バイオディーゼル燃料（BDF）として有効利用を図ります。

なお、令和元年4月からは、植物性食用廃油を精製事業者に売買することにより、更なる有効利用を図っています。

## ⑤ ごみ処理手数料の改定

本町のごみ処理手数料は10kgあたり50円ですが、平成5年度より改定していないため近隣自治体との間に格差が生じたことから、ごみ排出者に適切に負担していただくよう検討した結果、平成31年4月に10kgあたり150円（消費税含む）に改定しました。

## ⑥ 食品ロスの削減

町民には食品の適量の購入、賞味期限に関する正しい理解、家庭における使い切り等、事業者側では販売方法の工夫、少量メニューの提示等に取り組み、消費者と事業者が「もったいない」という意識を共有できるような施策を進めます。

### 3 処理（実施）主体計画

本計画を推進するための処理（実施）主体を表3-5-1に示します。

表3-5-1 処理（実施）主体計画

項目	住民	事業者	行政
発生抑制推進	○	○	○
分別排出	○	○	○
収集・運搬	—	○	○
中間処理	—	—	○ (組合に委託)
最終処分	—	—	○ (組合に委託)

### 4 収集・運搬計画

#### (1) 収集・運搬の基本方針

ごみ分別区分に従って排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図られるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

#### (2) 収集・運搬計画

- ① ごみを迅速かつ衛生的に処理するため、効率的で適切な収集運搬体制を構築することにより住民サービスの向上を図ります。
- ② 粗大ごみを除く家庭系ごみの収集・運搬は、ステーション（ごみ集積所）収集方式を継続して行います。
- ③ 感染性廃棄物などの特別管理廃棄物については、事業者の責任において収集専門業者、中間処理専門業者、最終処分専門業者に委託し、適正処理を実施します。
- ④ 収集・運搬するごみの種類については、資源化設備や人的体制などに関係するため、使用済小型家電リサイクル法等の各種関連法に基づいた分別収集計画を策定し、計画的に拡大することを検討します。

## 5 中間処理計画

中間処理については、広域クリーンセンター大田原で実施していますが、処理量を可能な限り低減するため、排出抑制に努めます。

## 6 最終処分計画

黒羽グリーンオアシスが令和3年度末をもって埋立完了になることから、那須地区広域行政事務組合と連携し、町内の建設適地に住民の理解を得ながら「共同一般廃棄物最終処分場」の建設を進めます。

令和元年8月に着工した新最終処分場「那須グリーンネクサス」が令和4年3月に竣工し、同年4月から供用を開始しました。埋め立て期間は令和4年4月から15年間を予定しています。

## 7 ごみの処理施設の整備に関する事項

本町では、ごみの中間処理及び最終処分については、組合で行っていることから、将来的にも現在と同様に、組合と連携を図りながら、効率的かつ経済的なごみ処理が実施できるようにします。

旧清掃センターの跡地再利用計画及び解体については、平成30年3月、旧焼却施設跡地利用基本構想を策定しました。更に、令和2年7月、クリーンステーション那須旧焼却場施設を解体、令和3年1月にはクリーンステーション那須内にストックヤードが竣工しました。

## 8 災害廃棄物の処理・処分

### (1) 処理体制の維持

非常災害により生じた廃棄物（災害廃棄物）は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含む恐れがあることを踏まえ、円滑かつ迅速に処理しなければなりません。

非常災害時には、被害状況を速やかに把握し、排出場所、収集回数および収集方法等の変更など柔軟に対応し、極力通常時に近い処理体制を維持します。



## (2) 県・近隣市町等との協力

被害が甚大で本町及び組合での対応が困難な場合には、収集・運搬、処理、処分に関し県、近隣市町及び民間事業者の協力を仰ぐとともに、被災時に必要となる人員、機材、処理体制等の確保を図ります。

## (3) 仮置場の確保

被災時においても円滑かつ安定した処理を行うために、公有地の利用及び民有地を借り上げる等して仮置場を設定し、災害廃棄物の一次保管を行います。

# 9 その他のごみの処理に関し必要な事項

## (1) 美化活動の推進

地域における清掃美化活動を推進するため、地域住民を中心とした地域コミュニティ及び各団体の自主的な活動により、空き缶、空き瓶などの回収、清掃を実施し、環境美化と環境に対する意識の高揚を図ります。

## (2) 適正処理困難物への対応

タイヤ、バッテリー等の処理困難物として定めるごみは、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

## (3) 医療系廃棄物への対応

在宅医療の増加に伴い、医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関などによる回収等の促進及び適正な処理・回収ルートを活用するよう住民へ啓発します。

感染性医療廃棄物については、医療機関等の排出者が責任をもって処理・処分するよう指導します。

## (4) 不法投棄・野外焼却対策の強化

不法投棄や野外焼却の防止については、警察等関係機関と連携して監視体制を充実させるとともに、住民や事業者へ不法投棄等の未然防止に向けた普及啓発を行うなど、不法投棄等の防止対策を推進します。

## 第4章 生活排水処理基本計画

### 4-1

## 生活排水処理の状況

### 1 生活排水の状況

し尿汲み取り世帯や単独処理浄化槽世帯では、台所、洗濯、風呂などより排出される汚水（生活雑排水）が未処理のまま公共水域に放流されています。

これらを改善するためには、公共下水道の整備並びに、公共下水道区域外においては合併処理浄化槽の普及促進を図るなど、抜本的な発生源対策の継続が求められています。

そこで、将来的にも公衆衛生の向上を図り、豊かな自然環境を保全していくため、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及促進を図ることによって、生活排水の衛生処理を推進し、町民及び事業者の協力のもと、河川などの公共水域の水質汚濁防止に努めていく必要があります。

### 2 生活排水処理体系

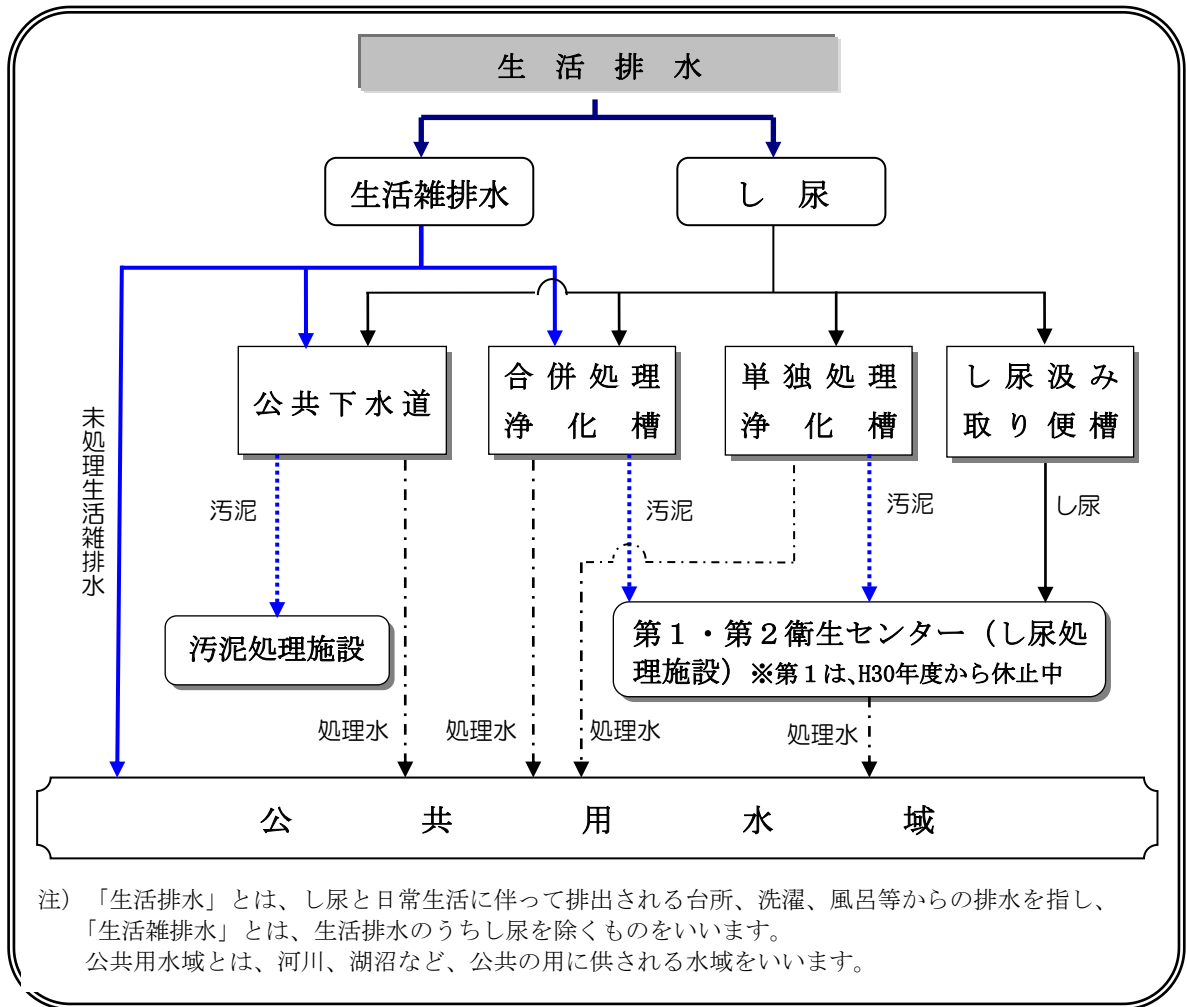
生活排水とは、し尿及び生活雑排水の総称であり、このうち生活雑排水とは日常生活に伴って発生する汚水のことです。

本町全域より発生するし尿及び浄化槽汚泥は、組合の第1衛生センター及び第2衛生センターによって処理されています。

なお、現在は、第1衛生センターが平成30年4月1日より稼働を休止しており、第2衛生センターのみで処理されています。

本町における生活排水処理体系の概要は図4-1-1に示すとおりです。

図 4-1-1 生活排水処理体系の概要



# 生活排水処理の現状

## 1 生活排水の処理形態別人口等の実績

本町における生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量の実績を次に示します。なお、浄化槽汚泥の収集時には単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の区別をしていません。

表 4-2-1 那須町における生活排水処理形態別人口実績値

区 分	単位						
		H22	H23	H24	H25	H26	
1. 計画処理区域内人口	人	27,392	27,040	26,899	26,670	26,347	
2. 水洗化・生活雑排水人口	人	15,300	15,870	16,043	16,408	16,685	
(1) コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0	0	
(2) 合併処理浄化槽人口	人	13,396	13,846	14,012	14,363	14,600	
(3) 下水道接続人口	人	1,904	2,024	2,031	2,045	2,085	
(4) 農業集落排水人口	人	0	0	0	0	0	
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	8,088	7,471	7,261	6,759	6,463	
4. 非水洗化人口	人	4,004	3,699	3,595	3,503	3,199	
(1) 汲み取りし尿人口	人	4,004	3,699	3,595	3,503	3,199	
(2) 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	
汚水衛生処理率	%	55.9	58.7	59.6	61.5	63.3	
し尿・汚泥量	し尿	KL/年	2,726	2,678	2,433	2,365	2,189
	浄化槽汚泥量 (単独処理含む)	KL/年	11,602	10,590	11,155	10,733	11,941
	合計	KL/年	14,328	13,268	13,588	13,098	14,130

### ※汚水衛生処理率

汚水衛生処理率とは、生活排水を衛生的に処理している人の割合  
合併浄化槽利用人口に下水道接続人口を加えたいわゆる「水洗化・生活雑排水処理人口」  
÷「計画処理人口」×100で求める。

## 2 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体を以下に示します。

表 4-2-2 那須町における生活排水の処理主体

項 目		区 分		
		生活雑排水	し 尿	浄化槽汚泥
収 集 ・ 運 搬		—	許可業者	許可業者
処 理	流域関連公共下水道	—		—
	公共下水道	那 須 町		
	地域下水道	那 須 町		
	コミュニティ・プラント	—		
	農業集落排水施設	—		
	合併処理浄化槽	個人等		
	単独処理浄化槽	—	個人等	
	し尿処理施設	—	組合	

## 3 し尿処理施設の概要

### (1) し尿処理施設の概要

本町では、組合によるし尿・浄化槽汚泥の広域処理を実施しています。

表 4-2-3 し尿処理施設の概要（1）

施設名称	第1衛生センター（※平成30年4月1日より休止中）
所在地	栃木県大田原市町島 252-3
事業主体	那須地区広域行政事務組合
組合構成市町	大田原市、那須塩原市、那須町
処理能力	60kL/日
竣工年度	昭和63年3月 供用開始 平成10年度 基幹的施設整備事業を実施
処理方式	水処理：高負荷脱窒素処理方式 汚泥処理：第2衛生センターにて汚泥焼却 放流先：下水放流（北那須流域下水道北那須浄化センター）

表 4-2-4 し尿処理施設の概要（2）

施設名称	第2衛生センター
所在地	栃木県那須塩原市越堀 659-2
事業主体	那須地区広域行政事務組合
組合構成市町	大田原市、那須塩原市、那須町
処理能力	150kL/日
竣工年度	昭和59年9月 供用開始 平成6年度、同9年度 基幹的施設整備事業を実施
処理方式	水処理：標準脱窒素処理＋高度処理方式 汚泥処理：脱水汚泥焼却 放流先：河川放流（那珂川：一級河川）

(2) 汚水処理施設の概要

本町における汚水処理施設の概要を以下に示します。

① 公共下水道の概要

本町では、湯本地区と黒田原地区に下水道施設が整備されており、平成26年度の下水道の普及率は11.1%、下水道処理区域（下水道を利用できる区域）での水洗化率は71.1%となっています。

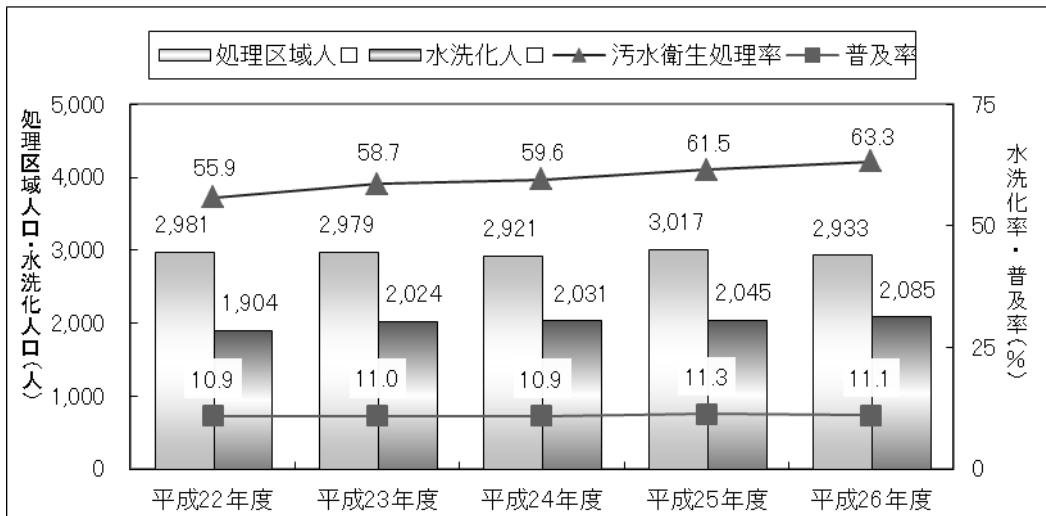
表 4-2-5 公共下水道の普及状況（平成26年度）

終末処理場名	計画区域面積	認可区域面積	整備面積	管渠総延長	処理区内人口	水洗化人口
湯本浄化センター※	146 ha	137 ha	123.2ha	20.4km	717人	582人
黒田原水処理センター	283 ha	147 ha	94.9ha	16.3km	2,216人	1,503人
合計	429 ha	284 ha	218.1ha	36.7km	2,933人	2,085人

※湯本浄化センターでは汚泥をコンポスト化し、有効活用しています。

資料：上下水道課

表 4-2-6 公共下水道普及状況の推移（平成 26 年度）

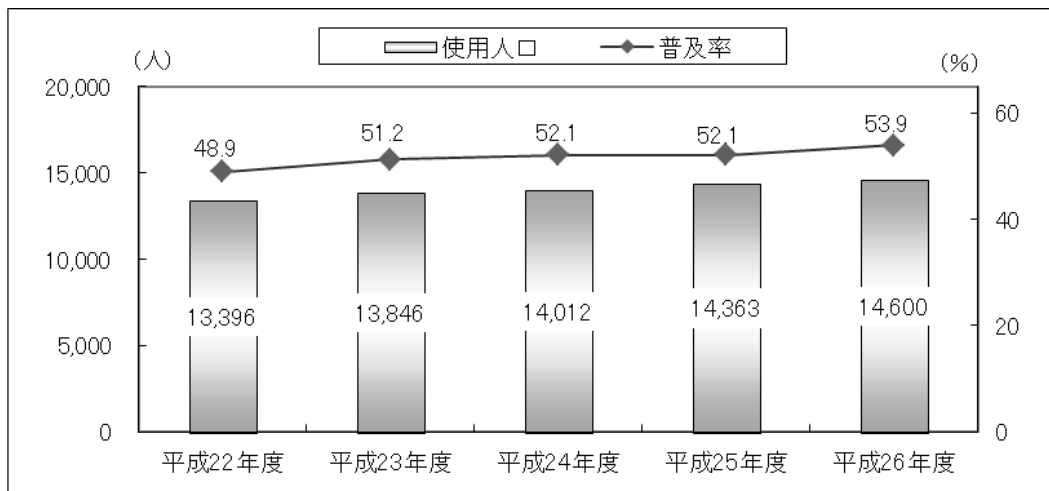


※普及率＝処理区域人口÷町総人口×100

## ② 合併処理浄化槽の概要

公共下水道の処理区域外においては、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の普及促進を図っています。平成 26 年度の合併処理浄化槽使用人口は 14,600 人で、普及率は 53.9%となっています。

表 4-2-7 合併処理浄化槽普及状況の推移



資料：上下水道課

※普及率＝合併処理浄化槽使用人口（下水道区域内も含む）÷町総人口×100

#### 4 生活排水処理施設の管理主体等

本町における生活排水処理施設の管理主体の概要は、以下のとおりとなります。

表 4-2-8 生活排水処理施設の管理主体等

生活排水処理形態	処理対象	管理主体	し尿・浄化槽の処理施設
公 共 下 水 道	し尿・生活雑排水	那須町	湯本浄化センター 黒田原水処理センター
地 域 下 水 道	し尿・生活雑排水	那須町	集 合 処 理 施 設
合 併 処 理 浄 化 槽	し尿・生活雑排水	設置者 (個人・法人)	(※)第1・第2衛生センター
単 独 処 理 浄 化 槽	し 尿 の み	設置者 (個人・法人)	(※)第1・第2衛生センター
し 尿 汲 み 取 り	し 尿 の み	設置者 (個人・法人)	(※)第1・第2衛生センター

※第1衛生センターについては平成30年4月1日より休止中



## 生活排水処理の課題と対策

平成 26 年度における汚水衛生処理率（公共下水道接続人口に合併処理浄化槽を使用している人口を加え行政区域内人口で除した数値）は 63.3%と低い状況にあることから、下記の対策を講じます。

公共用水域の水質浄化や河川環境の保全を図るため、公共下水道の加入促進を図り、下水道整備計画対象区域外となる世帯に対しては、合併処理浄化槽の設置促進により汚水衛生処理率の向上を図ります。

具体的には下水道接続率が 71.1%であるため、下水道未接続世帯の戸別訪問等により接続率の向上を目指します。また単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

公衆衛生の向上を図るとともに、豊かな自然環境を保全するため、これまでの公共下水道整備事業及び合併処理浄化槽設置整備事業を継続・発展させていく必要があります。

### 対 策

○公共下水道への接続促進。

○し尿汲み取り便槽及び単独処理浄化槽使用世帯を減少させるため、合併処理浄化槽への転換促進。

# 生活排水処理基本計画

## 1 基本目標

生活排水による、河川など公共用水域の水質汚濁が進み、生活雑排水の浄化対策は喫緊の課題となっています。

生活排水の処理は、地域住民にとって身近な問題であり、一人ひとりが関心を持ち、環境の保全に努めなければなりません。

本町の良好な自然環境を保全していくことは私たちの役目であり、貴重な財産である自然をよりよい形で将来に継承していくために、町民・事業者・町が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

## 基本目標

**みんなが環境を大切にするまち**

## 2 基本方針

基本目標を達成するため、公共下水道の接続促進及び合併処理浄化槽の普及促進を図っていきます。

## 3 基本目標達成のための役割

公共用水域の水質保全を推進する上で、町民・事業者・町がそれぞれの役割を認識し、生活排水対策に取り組むとともに、協働・連携して行動することが重要です。

### 町民・事業者・町の役割

#### 町民の役割

町民は、生活排水を排出する当事者であることを認識し、水質保全の中心的役割を担います。

し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽を使用している家庭では、生活雑排水も処理するように、公共下水道または合併処理浄化槽を活用することが重要です。

#### 事業者の役割

事業活動に伴って発生する油類、薬剤、その他の汚染物質については、適正な処理が行えるよう処理設備を整備するとともに、生活排水については公共下水道の接続または合併処理浄化槽の設置により処理するよう努めます。

#### 町の役割

生活排水を適正に処理できるように、公共下水道の利用促進を図ります。

また、町民及び事業者に対して、水環境に対する情報の提供や学習の機会を設け、自発的な活動を促すとともに、補助制度等の周知を図ります。

#### 4 達成目標の設定

本町の汚水衛生処理率は、63.3%（平成26年度）となっています。

今後も、町民・事業者・町が協働して生活排水の適正処理を推進することにより、中間目標年度の令和2年度までに70.8%とし、本計画の目標年度である令和7年度までには77.1%とすることを目標とします。

表4-4-1 本町における生活排水形態別人口等の目標値

区 分	単位	年 度			
		H22	H26	R2	R7
		実績値		目標値	
1. 計画処理区域内人口	人	27,392	26,347	26,200	26,000
2. 水洗化・生活雑排水人口	人	15,300	16,685	18,529	20,038
(1) コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口	人	13,396	14,600	15,997	17,101
(3) 下水道接続人口	人	1,904	2,085	2,532	2,937
(4) その他の集合処理人口	人	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	8,088	6,463	5,055	3,899
4. 非水洗化人口	人	4,004	3,199	2,616	2,063
(1) 汲み取りし尿人口	人	4,004	3,199	2,616	2,063
(2) 自家処理人口	人	0	0	0	0
汚水衛生処理率	%	55.9	63.3	70.8	77.1

## 5 目標達成のための方策

本町では、目標の達成へ向け、次のような方策を推進します。

### (1) 公共下水道整備における方策

下水道計画区域内で公共下水道供用開始地域については、下水道法で3年以内の接続が義務付けられています。早急に公共下水道へ接続するように未接続世帯に対して戸別訪問を実施し接続を指導します。

### (2) 合併処理浄化槽における方策

- ① 下水道計画区域外については、合併浄化槽設置整備事業（補助金事業）により、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、単独処理浄化槽撤去費用の一部を補助します。
- ③ 浄化槽の定期的な保守点検・清掃及び法定検査が、適正に実施されるよう指導します。

### (3) その他の方策

#### ① 情報提供の充実

広報・啓発用のチラシ、本町のホームページなどにより、生活排水処理の重要性を発信します。

#### ② 生活雑排水の負荷低減対策

単独浄化槽設置世帯やし尿汲み取り世帯については、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に流出していることを周知し協力を促します。

《具体的な対策の例》

○三角コーナーや微細目ストレーナーの排水溝への設置

○皿または調理器具に付着した廃食油をキッチンペーパーでふき取ってから洗浄する。

○植物性食用廃油を回収ボックスに持ち込む。

## 6 し尿・汚泥の処理計画

### (1) 収集運搬計画

- ①収集区域は本町の全域とします。
- ②収集運搬の実施主体は、現行体制のまま全て許可業者によるものとします。
- ③収集運搬の区分は、し尿、浄化槽汚泥とします。

### (2) 中間処理計画

#### ① 施設の集約化

従来どおり第1衛生センター及び第2衛生センターで処理を行いますが、処理量の変化に伴いまして、施設の集約化を検討します。

なお、平成30年3月31日より第1衛生センターが稼働を休止したことから、現在は、第2衛生センターにおいて処理を行っています。

#### ② 中間処理の方法

第2衛生センターから発生する脱水し渣及び脱水汚泥については、焼却処理します。発生するし渣及び処理汚泥の焼却灰については、場外搬出し、埋立処分します。

### (3) 最終処分計画

施設から発生するし渣焼却灰及び汚泥焼却灰の最終処分は、現行どおり一般廃棄物最終処分場にて埋立処分します。

### (4) 資源化計画

し尿処理施設の更新時に資源有効利用の方法を検討します。また、公共下水道処理施設の湯本浄化センターでは、下水道汚泥からコンポスト肥料を製造し販売しています。

### (5) 災害時の廃棄物処理計画

#### ① 処理体制の維持

災害発生時に、避難所等に設置する仮設トイレから発生するし尿について

は、第2衛生センターで処理します。なお、被害が甚大で対応できない場合は、近隣自治体に協力を依頼します。

## ② 災害時の廃棄物処理の方法

災害発生時、第2衛生センターで全量処理できない場合で、近隣自治体に協力を依頼してもなお処理しきれない事態が生じた場合は、し尿汲み取り時には全量抜き取らない、浄化槽汚泥については施設の搬入を調整する等の対策を組合と連携して講じます。

なお、本町では公共下水道の被災に備えBCP（事業継続計画）を策定しており、これに基づき迅速かつ適切な対策を講じます。

## 一般廃棄物処理基本計画

平成29年3月（令和6年3月一部改正）

発行・編集 那須町役場 環境課

〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙 3-13

電話 0287 (72) 6916